摂津市議会

総務常任委員会記録

平成22年3月17日

摂 津 市 議 会

総務常任委員会

3月17日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局	
職員、審査案件	1
開会の宣告	3
委員会記録署名委員の指名	3
議案第1号所管分、議案第10号所管分の審査	3
質疑(三好義治委員、川端福江委員)	
議案第36号の審査	3 7
質疑(森内一蔵委員、三宅秀明委員、三好義治委員)	
議案第5号の審査	
議案第29号の審査	42
質疑(三宅秀明委員、村上秀明委員)	
議案第21号の審査	43
補足説明(市長公室長)	
質疑(三宅秀明委員、村上秀明委員、三好義治委員)	
議案第25号の審査	
議案第24号の審査	58
補足説明(市長公室長)	
質疑(三宅秀明委員、村上秀明委員、三好義治委員)	
議案第26号の審査	68
質疑(三好義治委員、三宅秀明委員)	
議案第27号の審査	
採決	
閉会の宣告	·····71

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成22年3月17日(水)午前9時58分 開会 午後4時51分 閉会

1. 場所

大会議室

1. 出席委員

 委員長 野口 博
 副委員長 川端福江
 委 員 村上英明

 委 員 三宅秀明
 委 員 森内一蔵
 委 員 三好義治

1. 欠席委員 なし

1. 説明のため出席した者

市 長 森山一正 副市長 小野吉孝 市長公室長 羽原 修 同室次長 有山 泉 同室参事 吉田和生 同室参事兼人権室長兼人権推進課長 藤原堅太郎 同室参事 北野人士 秘書課長 井口久和 同課参事 橋本英樹 政策推進課長 山口 猛 同課参事 小矢田博子 同課参事 工藤正巳 人事。 同課参事 石原幸一郎 人権室人権推進課参事 林 彰彦 人事課長 山本和憲 人権室女性政策課長 牛渡長子 総務部長 奥村良夫 同部次長兼財政課長 宮部善隆 同部参事兼総務防災課長 布川 博 同部参事兼法制文書課長 奥 幸市 同部参事兼市民税課長 寺本敏彦 総務防災課参事 小原幹雄 情報政策課長 柳瀬哲宏 固定資産税課長 入倉修二 同課参事 中西利之 納税課長 野村眞二 工事検査室長 角田 会計管理者 紀田光司 会計室長 寺西義隆 工事検査室長 角田猛志 同室参事 宮木茂実 監査委員、選挙管理・公平・固定資産評価審査委員会事務局長 南野邦博 同局局次長 豊田拓夫 消防長 石田喜好 消防本部次長兼消防署長 浜崎健児 同本部参事兼総務課長 北居 一 同課参事 明原 修 予防課長 森 一男 警備第1課長 本山 勝 同課参事 熊野 誠 警備第2課長 樋上繁昭 同課参事 納家浩二

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 野杁雄三 同局書記 寺前和恵

1. 審查案件(審查順)

議案第 1号 平成22年度摂津市一般会計予算所管分

議案第 5号 平成22年度摂津市財産区財産特別会計予算

議案第10号 平成21年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分

議案第21号 摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例制定の件

議案第24号 摂津市立男女共同参画センター条例制定の件

議案第25号 摂津市事務分掌条例の一部を改正する条例制定の件

- 議案第26号 一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市職員の勤務時間、休暇 等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例制定の件
- 議案第29号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第36号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

(午前9時58分 開会)

○野口博委員長 ただいまから総務常任 委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は村上委員を指名します。

先日に引き続き、議案第1号所管分及 び議案第10号所管分の審査を行います。 質疑を受けます。

三好委員。

○三好義治委員 おはようございます。 それでは、順次質問をさせていただき ます。

まず、財政課の方でございますが、15ページで、今年度の歳入歳出予算の事項別明細書が掲載されておりまして、市税が168億5,000万円まで落ち込んでる中で、繰越金が今年度では3億円見込んでるところでございますが、平成21年度の一般会計補正予算(第8号)で締めた段階で、現在で、決算見込みで、剰余金が幾らぐらい見込まれてるのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、補正第8号で、1ページの 第2条で繰越明許がなされております。 この繰込明許費18項目、今回、私が議 員になって多分、18項目上がってくる のははじめてだというふうに思いますが、 この件につきましては、前政権の関係で 1号補正、2号補正がなされて、摂津市 におきましては、昨年の6号補正の中で それぞれ予算が組まれております。この 18項目、合計いたしますと8億4,7 43万2,000円に上るんですが、特 にこの繰越明許をした場合に、議会のチェッ クがなかなかなされないのが現実でござ いまして、いずれにしろ決算じゃないと 状況が見られません。繰越明許費そのも のにつきましては、昨年、予算が計上さ れて、我々議会として可決もいたしまし

たが、ただ1点、この繰越明許で、まず 総務防災課の繰越明許がなされてるんで すが、この8号補正の中で302万円、 まず予算を計上した中で繰越明許されて おります。私はこの繰越明許費について は、まず議会で可決を得た中で繰越明許 するのが道理だというふうに思ってるん ですが、この補正8号で予算を計上し、 なおかつ繰越明許をしているということ について、財政運営としてどうであるか ということをお聞かせいただきたいと思 います。

さらに、今年度こういった状況の中で、 歳入が相当落ち込んでる中で、市長の市 政運営の基本方針の中で、健全で安定し た財政基盤の確立を目指す、と今年度の 市政方針の中でうたわれております。私 は将来的に見ても、これまで第1回の行 革から第2回、3回、今回第4次行革を 進める中で、まさに目指すべきものはこ ういった部分だと思うんですが、現状に おいて、健全で安定した財政基盤の確立 に向けて、どういうふうな認識をされて いるのかお聞かせいただきたいというふ うに思います。

次に、219ページ、予算概要で、平成22年度の市債償還の部分が載っておりますが、これについては、平成21年度で市債残高が示されております。その中で、特にそれぞれの借り入れ先に対しておれておりますが、どうもこの資料というのが、我々議会に対してもう少しわかりやすくしていただきたいなというようにおいます。といいますのも、もともとこの平成22年度の予算での公債費は36億1,400万円強あるんですが、それを当てはめていきますと、今年度の償還合計が350億円だけになってるわけですね。だから22年度の部分が入ってない

という部分では、非常に我々議会としてでも審査がいたしかねると。その中でこの資料について、提出している財政課として、どういう見解をお持ちなのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、特にこの全体の21年度現在 高で248億円あるわけでございますが、 これにつきましては、補正第8号で見ま すと、約280億円公債費が残ってると いうふうに思っておりますが、その中で 市中銀行が、この資料だけ見ますと、1 04億円残ってるんですが、この市中銀 行のどういった銀行にお借りをしている のかということについて、お聞かせいた だきたいというふうに思います。

それと、中期財政見通しで、平成25 年になるとそれこそ基金が枯渇すると。 これにつきましては、代表質問の中でで も、「我々議会として、それで、はいと 言えますか。」というような質問もさせ ていただきましたが、そういった中で、 23年度以降の市債発行額並びに公債費 の推移について、お聞かせいただきたい というふうに思いますし、やっぱり中期 財政見通しを出す状況の中で、現時点に おきまして、35億から36億円を、そ の第4次行財政改革の中で捻出するとい う市長の答弁がありましたが、私はその 市債発行を毎年11億円程度発行していっ てでも、やっぱり基金温存型でないと、 冒頭申し上げましたように、安定した基 盤確保のためにはならないというふうに 思っておりまして、まず第4次行革の中 でどれだけの金額を想定されてるのか、 改めてお聞かせいただきたいというふう に思います。

それと、財政の方で、これも平成22 年度の当初予算の市税の徴収率の見込みが出されておりますが、これにつきまし ても、調定見込みと徴収率を見ますと、93.2%で当初予算組まれております。 平成21年度では、徴収率94.1%見込まれておりまして、平成20年度の決算を見てみますと、結果94.7%の徴収率でございました。今年度、93.2%という見込みについて、余りにも低いんではないかなという気持ちを持っておりました。これについて、お答えをいただきたいというふうに思います。

それから、総務防災課でございますが、 予算書9ページで、債務負担行為が含まれております。この土地開発公社に対する資金融通債務保証が組まれておりまして、昨年度より4,080万円が増額になっております。この土地開発公社につきましては、2,500万円の金利の補給金を予算には組まれておりますが、この土地開発公社の今後、どういうふうに処理をしていくのかということについて、お聞かせいただきたいと思います。

もう1点につきましては、その土地開発公社の役員が、平成20年3月末までが民間、OBの方が役員に入られておったんですが、それ以降の21年度以降の今の役員体制がどういうふうになってるのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、秘書課の関係でございますが、 予算概要の10ページで、ささいな文言 かもわかりませんが、摂津市国際交流協 会の負担金で1万円計上されております。 この摂津市国際交流協会については、自 治振興課の中で、都市交流事業として4 82万5,000円、これは交流協会へ の補助金も計上しておりまして、220 万円が国際交流協会の補助金として出さ れております。この482万5,000 円の中には人件費もあり、またそれぞれ の委託事業も入っております。そういう 中で、この摂津市国際交流協会に対するこの負担金の1万円というのは、私は各種団体もやっぱり会費でやってるところもある中で、秘書課があえてこの1万円を計上し、国際交流協会に別枠でやってるというのがどうもほかの団体と比較いたしますと、いかがなもんかなというように思っておりました。負担金、補助金の違いはありますけど、二重払いになってるというような認識を持っております。この件について、お聞かせをいただきたいというように思います。

それと、秘書課の予算概要で16ページ、これにつきましては、先日の委員会でもそれぞれ皆さん方からも質問がありましたが、広報事務事業1,742万2,000円が計上されております。この中身につきましてはいろんな部分がありますけども、「広報お知らせ版」ですね。

もう一つが「広報せっつ」ですね。その「広報せっつ」につきましては、15日に発行して3万2,000部を配布していると。「広報せっつお知らせ版」につきましては、4万5,500部配布をなされていると。いろいろ調べてみますと、その自治会の加入率というのが、平成20年度、21年度を見ますと、自治会加入率は平成20年が68.6%、平成21年度が67.2%、減少数につきましては1.4%減少してきてるんですよね。

世帯数につきましてでも、自治会の加入世帯が平成20年度は2万5,094世帯、平成21年度が2万4,582世帯、それぞれ3万2,000部の中で配っていこうとした場合に、残部数が7,418枚、細かい数字になりますけども、お知らせ版につきましてでも、全世帯3万6,580世帯すべて配った後でも8,920枚の残枚数になります。ここでい

いたいのは、それぞれ余った分については公共施設の方に置いてるようには思いますけど、私は一方では、地域力ということを市長が前面に出してる中で、自治会の加入率がどんどん減ってきてるのは一応これがすべてとはいいませんが、一つの要因になってるんではないかなというふうに思っております。この配布の仕方も含めて、秘書課の見解をお聞かせいただきたいというふうに思っております。

特に、こういった自治会のメリットというのが今非常に問われてるんですよね。加入をしてどういったメリットがあるのかということが問われてる中で、この入会率が減ってきてる中で、この広報紙の取り扱いについて聞きたいというように思います。

それと、もう1点が、秘書課のホームページ事業の533万1,000円の予算が計上されております。市長がいつも年末のあいさつで1年間500回ぐらいいろいろあいさつに行きました、500回以上ぐらいと言われてますね。いろいろあいさつに行かれて、市民の皆さん方と意見交換もされてるということの中で、摂津市のこの市長のメッセージというのが、更新が年に20回ぐらいしか配信がされておりません。今、こういった時代になりますと、広報紙で見るよりもホームページは全国ネットでございます。

例えば、南千里丘の駅の開通なんかでも、産・官・学それこそカーボンニュートラルステーションというような、全国に発信できるような事業もありますし、そういったことについてやっぱり発信すべきではないかなというふうに思いまして、この回数20回、もっと上げられないかなという考えを持っております。この点についてを聞かせていただきたいと思います。

それと、新型インフルエンザでも見られるように、ああいった危機管理という点について、やっぱり在日外国人に対して、市が発信する部分でやっぱり見てもらわなければならないということの中で、外国人に対するインフルエンザも震災も含めて、自治体やホームページで外国語に自動翻訳するシステムを取り入れる考え方がないのかについてをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、人事の関係で、給与で職員手当の状況でございますが、これも予算書206ページの中に載っておりますが、本会議で市長と副市長のその答弁を伺ってる中で、まず職員の給与面について、市長は民間と比較すると公務員は恵まれてると、この給与額について、私はそういうふうに受けとめました。副市長はラスパイレス指数も考えた中で、市の公務員の給与はこれ以上は下げられないと。

これにつきましては、私は聞いてて、 市長と副市長の考え方の相違があるんで はないかなというように思いました。こ の点について見解をお聞かせいただきた いというふうに思います。206ページ をいろいろ見てみますと、一般行政職と 単純労務職という表現があります。

この単純労務職というのが、非常に私は言葉がひっかかっておりまして、いろいろ調べてみますと、今、他市も含めて、この北摂はまだ単純労務職が共通の項目になってるみたいでございますが、他市を全国的に見ますと、やっぱり技能労務職という表現が適しているというように思うのですが、本当は人権に聞こうかなと思ったんですけど、単純労務職と技能労務職という表現の取り扱いについて、これはもう人事の方でお答えをいただきたいと思います。

それで、もう一方では、この市長と副

市長の話の中で、ラスパイレス指数の考え方と、その地域手当の考え方の中で、 私は地域手当についてはやはり近隣市と 比べての6%というのは、いまだに合点 がいきません。その中で、今日まで行政 として、国並びに関係機関に対してどう いう働きをされてきたのか、改めて今の 地域手当についての認識をお願いしたい というふうに思います。

また、ラスパイレスにつきましては、 確かに副市長が言われているように、摂 津市は98.3%、大阪府下で100% を超えてる市町は、町も入れると6市1 町が100%を超えております。この地 域手当を組み入れますと、10市ほどが ラスパイを100%を超えております。

そういう中でいきますと、公務員間では確かにそういったような面では高い数値ではないんですが、やはりこれからの第4次行革をやる中で、市長、副市長の考え方に相違があるならば、これは是正はしていかなければならないという点から、先ほどからも質問をさせていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

もう1点は、今の予算書の206ページの今の表を見ますと、一般行政職と単純労務職の平均給料額が33万1,769円と単純労務職が33万6,895円、それから平均給与月額が40万349円と44万6,974円と、それぞれ平均年齢が1歳ぐらい違うんですが、こうお職と大卒を見ますと、一般行政職と単純労務職、大卒では18万5,800円で、財に対します。それで、単純労務職、大卒では18万5,800円で、財産が下で、単純労務職、大卒では18万5,800円で、単純労務職、大卒では18万5,800円で、対策が下で、単純労務職は17万2,200円で入所します。それで、単純労務職は17万2,200円で入所します。それで、は17万2,200円で入所します。それで、は17万2,200円で入所します。それで、は17万2,200円で入所します。それで、は17万2,200円で入所します。それで、当時によりますと、年数を重ねたくると年齢的なこともありますけど、たちなくなってくるというこの仕組みに

いて、私はいかがなもんかなというふう に思っておりまして、従来からも言って ますような職能給制度の導入関係も含め て、どういう考えを持ってるのかお聞か せいただきたいというふうに思います。

それから、固定資産税課につきましてでございますが、予算書の21ページで、償却資産が、平成21年度では18億9,000万円予算が計上されております。この償却資産については、法定耐用年数を含めて、平成19年度に税制改正が行われて、さらに平成20年度にも改正が行われました。その関係で、その固定資産税課というのが、今回データパンチの予算も計上しておりますが、これが瞬時に償却資産税に反映される仕組みに今なってるのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

もう一方では、その補正8号で9,0 00万円の償却資産が増額されておりますが、今、景気がこれだけ低迷している中で、それぞれ設備投資がなされてないという、前回報告も受けてる中で、この9,000万円の増額補正というのはどういった状況であったのか、お聞かせいただきたいと思います。

償却資産につきましては、これは申請 方式になっておりますが、今日までこの 償却資産について、それぞれ設備も含め て立ち入り、もしくは点検はどういうふ うにされてきたのか、お聞かせいただき たいというように思います。

それと、男女共同参画センターでございますが、79ページで、活動専門委員等の賃金が1,726万6,000円計上されております。平成21年度の当初予算から見ますと、百数十万円減額になっておるんですが、7月からコミュニティプラザの方に男女共同参画センターが転居されますが、今日までのこの男女共同

参画センターは貸し館業務をやってる中 で、専門員が4名、それから指導員が3 名の合計7名というように伺っておりま す。この専門員とその指導員の処遇が、 私はなかなか不明瞭だなというふうに思っ ておりまして、まず専門員・指導員につ いては、通常は非常勤特別職、もしくは 業務のパートとかアルバイトとか、いろ いろな市の職責があるんですが、これに ついて、専門員・指導員いうのはどうい う位置づけで、採用基準はどういうふう にされてるのか、お聞かせいただきたい のと、男女共同参画センターで今日まで やって来ておりました「女性せっつプラ ン」の第2期の中間年が、平成23年度 が完成年度になっております。ホームペー ジで第2期の中間年における評価が出さ れておりますが、6本の方針で重点課題 としてそれぞれ6項目上げられておりま すが、これを見ますと、男女共同参画セ ンターの主体的な事業内容における中間 報告いうのはどうも見られないんですね。

それぞれが人事が行う研修、それから 障害者の関係でやられるその事業、これ についての評価があるんですが、男女共 同参画センター、まさに女性プランとし てどういう自主事業の中でどういう評価 をされてるのか、お聞かせいただきたい というように思います。

それもこの女性プラン第2期の中間年における評価の中で、全国男女共同参画で審議会などでの参画促進ということで書かれてる中で、摂津市が今、現在27.8%で、大阪府並びに全国の平均を下回ってるところでございまして、こういった目標は30%を目指すという目標になっておりますが、この目標に向かってどういう取り組みをしていくのか、この点についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、総務防災課でございますが、 これも予算書73ページで、市立集会場 の管理委託料が193万8,000円計 上されております。市立集会場51か所 の集会場があるんですが、特にこの第6 集会所、一津屋ですね、市政運営の基本 方針では、これを旧公会堂として、今後 改修をしていくということと、その文化 財保護条例をつくる中でやっていくとい うことが出ておりまして、この点につい てはもう文教常任委員会の所管になりま すから、私はこの中で、この市立集会所 を管理運営の中で、今日までこの市立第 6集会所、まず一津屋が、大正時代のと きに旧公会堂を建設されて、摂津市に昭 和40年後半に市立集会所として寄贈さ れた。

もともとは旧公会堂として維持管理を やり、その契約内容も旧公会堂として生 きてきた中で、市立集会所にいつか変わっ たということがありまして、その間地元 の方々に保守点検も管理運営も委託をさ れておりましたけども、建物が老朽化し てる中で、今日まで市として、その建物 保存というところをなぜやらなかったの かということについて、お聞かせいただ きたいのと、この建物の底地は旧来から いろんな地主さんがおられました。その 中で今でも地権者がいてる中で、この地 権者対応をどうされていくのか。

それから市立第6集会所というのは、 市立集会所条例の中にもうたわれており ますが、第6集会所を公会堂に持って行 くんやったら、集会所の条例廃止はいつ ごろの時期に見てるのか、お聞かせいた だきたいと思います。

それと、予算書75ページの車両管理 で公課費が総務防災課で14万円計上さ れております。この総務防災課でという のは、車両管理というのは総務防災課が 一手に行うというのが我々はこれまでずっ と聞いておりましたが、この部分だけが すべて所管課にまたがってるんですね。

話を聞きますと、車検の折りにいるためにこういった自動車重量税をそれぞれ所管に持たせてるというふうに聞いておりますが、秘書課とか議会事務局というのはそれぞれ公用車を持っております。

これについては総務防災課が見てるん ですが、この点についてどういうお考え を持ってるのかお聞かせいただきたいと 思いますし、私は従来からも言っており ましたように、こういった経費の削減の ために、今までの乗用車から軽四に切り かえなさいいうことで、都度話もしてま いりました。これからの地球温暖化を考 えていく中で、今度はエコカーの導入も していかなければならないというふうに 思いますし、さらに車両を削減していく という方針も出していかなければならな いという中で、やはり総務防災課として こういったことも含めて、一括管理をや るべきではないかなというふうに思って おります。そういったことについてをお 聞かせいただきたいと思います。

それから、概要の18ページの庁舎管理で、いろいろその庁舎管理に対する費用が計上されておりまして、光熱水一質問、それでおります。これも昨年の一般質問、そしてことしの代表質問でも話したように、地球温暖化防止の中でもおりましたがではないがなどであるではないかなども、私はまず、本のではないかなども、私はましてやるべきではないかなどではないかなどがあるべきではないかなどがあるではないがなどがあるではないがなどがあるではないがなどがあるではないがなどがあるではないがなどがあるではないがなどがあるがではないがなどがあるではないがなどがある。 環境センター、公共施設における太陽光発電の導入の考えも含めて、考え方をお聞かせいただきたいとい

うように思います。

それと消防費については、予算概要の 102ページで消防団活動管理事業で機 能別消防団についてでございますが、こ れも先日質問もありましたが、私はもう 端的にいいますと、帽子だけではやはり 出初め式、それからこれからの訓練を含 めてそれぞれ企業の特徴を出すのはいい んですが、最低ジャンパー、もしくはそ れなりの制服的なものが必要ではないか なというふうに考えておりまして、これ も全国に先駆けての取り組みでしたので、 そういった装備の充実について考え方を お聞かせいただきたいというふうに思い ます。最低限ジャンバー、もしくはベス ト関係ぐらいは装備ができないのか、細 かい話でございますが、お聞かせをいた だきたいというふうに思います。

それと、政策推進課で予算概要の38 ページの基幹統計調査事業という予算が 計上されておりまして、これはまさにこ としは国勢調査の年に当たっておりまし て、この国勢調査をやるに当たって非常 に気になる点が、やっぱり個人情報保護 法の関係の中で従来もなかなか書いてい ただけなかったということも伺っており まして、今回のこの国勢調査に対してス ケジュールも含めてどういうふうな状況 になっているのか。さらに、調査員及び 職員体制がどういうふうな体制で臨んで いくのかお聞かせいただきたいというふ うに思います。

これで1回目の質問とします。

- ○野口博委員長 順次答弁求めます。 まず、北野参事。
- ○北野市長公室参事 それでは、中期財政見通しを受けて第4次行革の目標値はどうかというご質問にお答えしたいと思います。
 - 三好委員ご指摘のとおり、中期財政見

通しでは、平成27年度に35億7,800万円の累積赤字を抱えるという形になっております。この中期財政見通しには、行革でいいます660人体制の人件費削減効果が約35億円程度見込んでおりますので、第1の目標といたしましては、こ累積赤字の解消を考えますと、70億円程度かなというふうに考えております。

それと先ほどのご質問でもございました平成21年度にございました主要基金 残高41億円ですね、これをできる限り 温存したい。これが第2の目標というこ とでございます。

- ○野口博委員長 山本課長。
- ○山本人事課長 人事課に関係いたしま すご質問にご答弁を申し上げます。

まず、予算書206ページ、給与費明 細書の中の給与及び職員手当の状況の中の職員1人当たりの給与に関するご質問でございますが、委員ご指摘のように、そこの区分というところに職種について記載をさせていただいております。委員ご指摘のように、本市の予算、給与費明細については、一般行政職、単純労務職、消防職、教育職、教育長という文言になっております。

その中の単純労務職と申しますと、地 方公務員法の中の文言の一つといたしま して単純な労務に雇用される者という文 言がございます。そういう職を通称単純 労務職と呼ぶということになっておりま す。しかしながら、最近の定員管理の職 員の数なり給与状況を大阪府、国に報告 する際には、本市におきましても技能労 務職というような職名でご報告を上げて いるという状況でございます。このよう な状況をかんがみますと、我々といた まして、時代に即した区分と申しますか、 今後は掲載を変更してまいりたいという ふうに考えております。よろしくお願いいたします。

続きまして、その給与費明細に載っております平均給与の欄でございますが、平成22年2月1日現在、その時点での給与表の状況を掲載しております。1月15日が給与日でございます。この日にお支払した平均給与なり、平均給料の記載をさせていただいております。この表どおり私もご説明でさせていただきますと、単純労務職の額が一般行政職より平均給料といたしまして4万6,000円ほど多いというような状況でございます。

年齢につきましては、約1.1歳大きいという状況でございますが、特に現業職の方におかれましては、年末、ごみの収集であったり、環境センターにおきましては、年末年始も業務をしていただいております。こういう関係で時間外手当が通常の月よりも多くなると、12月、年末の分の時間外手当が多くなるというような関係で1人当たりの平均にいたしますとその差が生じているということでございます。ご理解をよろしくお願いいたします。

続きまして、職員の給与の現状と申しますか、本市の職員の給与が国または大阪府、また民間の方々とどのような状況にあるのかというところでございますが、まず公務員間の状況でございますが、ラスパイレス指数につきましては、委員ご指摘のように98.3でございます。

平均給与を大阪府なり国なりと比較をした数字で申しますと、まず一般行政職の職種でまいりますと、平成21年4月1日現在の状況でございます。摂津市の平均年齢は43.1歳、大阪府におかれましては44.1歳、国におかれましては41.5歳でございます。平均給与月額を国がお出ししておられる数字で摂津

市、大阪府等に置きかえますと、本市が38万6,845円でございます。大阪府が37万4,787円、国が39万1,770円となっております。また、技能労務職の職で申しますと、摂津市が平均年齢が45.5歳、大阪府が47.3歳、国が49.2歳、国ベースの平均給与月額でまいりますと、摂津市が37万9,437円、大阪府が35万859円、国が32万2,737円というような状況になっております。

また、民間との比較ということでございますが、人事院勧告、また大阪府の人事院の昨年の勧告で申しますと、月額ベースで約900円弱、人事院勧告におきましては月額863円、大阪府人事院の調査でいきますと885円公務員の方が高かったということで、昨年、人事院勧告がマイナス勧告を受けました。それに沿いまして本市職員も給与表を変更して人事院勧告に沿った給与表に適用させていただいているというような状況でございます。

人事院勧告並びに大阪府の人事院の調 査におかれましては、民間の企業50名 以上の規模の事業所に調査を行っておら れるということでございます。大阪府の 人事院の調べの中で、一般行政職におき ましては、民間の新卒のところで大学卒 が20万3,916円、高校卒が16万 1,149円というような調査がござい ます。本市は、先ほど委員ご指摘があり ましたように、初任給、一般行政職大学 卒で18万5,800円、高校卒で15 万5,700円というような状況になっ ております。この人事院勧告なり大阪府 の勧告におきましては、一般行政職のエ リアに対するものが調査になっているの かなというふうに認識しております。

技能労務職のエリアでございますが、

この調査につきましては、資料が少し古くなって申しわけございません。平成20年4月1日現在の状況でございます。

本市の20年4月1日現在の技能労務職の平均年齢が44.8歳でございます。 平均給与月額は37万5,033円となっております。同種の民間におかれましては、23万から30万弱というような数字を厚生労働省が調査いたしました賃金構造基本統計調査、こちらの方から数字をいただいており、金額におかれましては二十数万から30万弱という数字になっております。

また、市民税課からいただいている資料によりますと、本市の市民の方お一人が、課税対象になっておられる方かと思いますが、お一人の平均でいきますと年間三百数十万、市長の話の中でいつも30万から400万というお話がございます。

本市の給与状況並びに民間の給与状況、 大阪府、国の給与状況は、以上のとおり でございます。

また、もう1点、地域手当に関するご 質問でございますが、委員ご指摘のよう に、本市地域手当は6%でございます。 何度か委員会でご答弁させていただいて います。平成21年4月1日現在の北摂 各市の地域手当を少しご紹介させていた だきますと、豊中市は10%、実際支給 も10%でございます。池田市も国の指 定が10%、実支給が10%、箕面市が 国の指定が12%、実支給が11%、吹 田市が国の指定が12 vで実支給が12 %、高槻市も国が12%で実支給も12 %、茨木市におかれては国が10%で実 支給が10%という本市を取り巻く北摂 各市におかれましては、すべて10%以 上、国の方からも10%以上の指定を受 け、実支給も10%以上の支給をしてお られるということでございます。

これも何度か委員会でご説明をさせていただきましたが、人事課といたしましては、大阪府の市長会がございます。こちらの方で国、府要望という事項がございます。その中でやはり地域手当、我々としてはこういう状況でございます。もう少し地域手当を決めた中身も明確にし、現状に即した地域手当についてご検討していっていただきたいと。

また、都道府県におかれましては、各市の状況がばらばらでございますが、大阪府の職員につきましては、府下どこでお勤めであっても10%であったかと思いますが、支給を受けておられます。そういうふうに地域を広く見るというのも一つの案ではないかということも要望の中には入れさせていただいております。
〇野口博委員長宮部次長。

○宮部総務部次長 財政課にかかわります6点あったかと思いますが、ご質問につきまして答弁申し上げます。

第8号補正後の剰余金見込みというご 質問でございますけれども、毎年予算規 模の96%前後の執行率となっておりま して、平成19年度の執行率は95.4 %、平成20年度の執行率は96.2% となっております。金額にいたしますと 10億ないし12億円になろうかと存じ ます。今回の減額補正では、財源調整と して財政調整基金に5億円弱積み立ておりますが、扶助費などの生活、あるいは 命に直結する予算はよほど大きな差額が なければ通常減額補正いたしております。 でに一定の不用額が出てまいります。

ただ、この扶助費等の事業費は、補助 金つきのものが多くございまして、事業 費が減少すれば補助金も減少するという ような性格がございます。執行率から申 しますと10億ないし12億円、今回補正で5億円ということになりますけれども、単純に計算しますと残り5億円程度という話になろうかと思いますけれども、現時点では次年度繰越金を確定することは困難と考えております。

次に、繰越明許費の件でございますけれども、この補正予算までにご可決いただいた事業が10件、それから本補正予算に計上しておりますものが8件、合計18件ということでございますけれども、国、府の補助金が確定しているものもございます。は、内示段階のものもございます。。 常、国、府補助金の正式な交付申請には、各自治体で予算化いたしました書類が正とから内示段階で補正予算化いたします。それで、昨年10月に第4号補正で計上いたしました学校ICT事業などにつきましては、現時点では補正計上いたしました補助金につきましては確定通知をいただいております。

委員ご指摘の本補正予算に計上いたしております情報収集伝達体制整備事業、これは全国瞬時警報システム整備の委託でございますけれども、これは昨年5月の国の第1次補正予算に基づくものでございますけれども、システムの開発がおくれまして機器のリースがことしの夏ごろになるというようなことで、最終内示がことしになりましたので今回の補正予算に計上し、繰越明許費をお願いしたものでございます。

この件につきまして決算まで議会のチェックがかからないというようなご質問でございますけれども、繰越明許費につきましては、経費支出を賄う財源が確実であり、空財源でないことも一つの要件ということでございまして、財源につきましては、確定ないし内示したものを繰越明許いたしております。それから、繰越明

許したものにつきましては、翌年度の5月31日までに繰越明許費計算書を調製し、次の議会に報告するということになっておりますので一定議会のチェックは働くものと考えております。

それから、次に、健全で安定した財政 基盤の確立についての認識というお問い でございました。健全で安定した財政と は、、単年度の収支均衡の保持にとどま らず、長時間を通じて起こる財政変動に 耐え得る弾力性のある財政を確立し、自 治体本来の任務である住民福祉の向上に 資することができる財政状態にあるとさ れております。

そこで、本市の財政状況でございますけれども、平成21年の標準財政規模は約200億円弱ということになっております。それで財政の健全性をはかる上で最新の指標といいますと、平成20年度より適用されました地方公共団体財政健全化法があろうかと思いますが、この財政再生基準、これは従来の赤字再建団体に当たる基準でございますけれども、これは実質赤字が20%ということになっておりまして、標準財政規模200億円でいきますと約40億円ということになります。

中期財政見通しが平成27年度に35億7,800万円の財源不足ということになっておりますので、限りなく財政再生団体に近づくという見通しになっておりまして、見通しでは健全で安定した財政とはかなり遠い見通しということになろうかと思います。

それで、このままの状態でいいのかというと、財政基盤の確立ということでやっていかなければならないわけでございますけれども、財政といたしましては、第4次行財政改革実施計画における財政運営の基本方針の第1番目に「すべての基

本はスクラップ・アンド・ビルド」ということで挙げております。北摂各市のことしの予算を見ていますと、茨木市のキワードは「ビルド・アンド・スクラップ」ということが出ておりまして、期せずして同じになったんですけど、新たな事業を起こした場合には、必ずそれに相当する古い非効率的なものは削減するといったことのように思います。

いずれにいたしましても、最小経費で 最大効果を目指して第4次行革を進めて まいらなければならないと考えておりま す。

それから、平成22年度の市債償還に ついて、予算概要の219ページでござ いますけれども、これにつきましては、 委員ご指摘のとおり、予算概要は既発債 の確定した利子償還のみを計上しており ますが、予算書には既発債分以外に平成 21年度分として未発行の市債の利子償 還金が含まれておりまして、1億円少し のこのような差が出てきているものでご ざいます。この注釈には、平成22年度 の償還所要額を計上している、というよ うな文言がございますけれども、若干誤 解を招く表現となっておりますので、こ の分析表そのものの検討も含めまして改 めてまいりますのでご了承いただきたい と存じます。

次に、市中銀行からどういった借り入れをしているのかということでございますけれども、これも219ページの表でございますけれども、1件を除きまして指定金融機関からのいわゆる縁故債の借り入れとなっております。

最後になりますが、中期財政見通しの 市債発行額と公債費ということでござい ます。23年度以降でございますけれど も、赤字特例債、臨時財政対策債につき ましては、23年度、24年度と11億 円ずつの発行を予定しております。それに中期財政見通しの3ページにございます事業費、23年度は10億3,900万円、24年度は4億1,800万円、25年度は2億3,700万円、26年度は1億5,200万円、27年度は8,200万円の市債発行ということになっております。23、24年度につきましては臨財債を含めますと21億3,900万円、24年度は15億1,800万円ということでございます。

それから、一方、公債費でございますけれども、これは中期財政の中で見込んでおる公債費でございますが、23年度は37億1,900万円、24年度は36億5,000万円、25年度は35億100万円、26年度は30億6,200万円、27年度は27億9,500万円となっております。

25年度以降10億ないし11億円の 市債発行が可能ではないかというご質問 でございますけれども、この臨時財政対 策債等の赤字特例債につきましては、地 方財政計画内での発行ということになり ますので、25年度以降につきましては、 また制度化が見込まれるようであれば、 この中期財政に見込んでいきたいと考え ております。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 1点答弁の漏れがございました。申しわけございませんでした。

職能給に関するお問いに対して答弁させていただきます。

第4次実施計画案の中身でございますが、人材の育成という大きなポイントもございます。またもう一つの大きなポイントといたしまして人事制度改革という項目がございます。その中に職員数の適正化ということで660人を掲載いたしております。職員数の現状でございます

が、前回の委員会でもご答弁いたしましたように、職員数は昨年4月1日現在で府下平均より多くなっております。

しかしながら、一般行政職のエリアに おいては府下平均より低いと、技能労務 職のエリアにおいては府下平均より多い というような状況になっております。職 員の適正化につきましても一つの課題で あるというふうに認識をいたしておりま す。

また、職能給のエリアにおきましても 給与表の適正化という項目もございます。 そういう適正化をしていく際に、職能給 の課題も一つの大きなテーマになってく るであろうということは人事課としては 認識をいたしております。

○野口博委員長 布川参事。

○布川総務部参事 それでは、総務防災 課にかかわりますご質問についてご答弁 させていただきます。

まず、土地開発公社の債務保証の件でございます。22年度の債務保証を21年度債務保証に比べますと4,080万円の増額になっております。市の債務保証は土地開発公社の土地を含む債務の保証は土地開発公社の土地を含む債務の保証をするものでございます。これまで土地開発公社は市の公共施設用地の先行取得を行ってまいりました。20年度末で千里丘4丁目の放置自転車置場用地など4か所、約20億7,000万円の簿価の土地を所有しております。土地開発公社では21年度から市が進めます千里丘三島線及び阪急正雀駅に通じる正雀南千里丘線など、道路改良事業の用地部分につきまして取得することになりました。

21年度につきましては、この2か所の買収と従来所有の4か所を含めました 簿価22億832万9,000円として 債務保証しておりました。しかし、実際 には阪急正雀駅前につきましての買収の 動きがございませんので、千里丘三島線 の236平米、5,549万5,100 円だけの取得になる見込みでございます。

22年度につきましても、千里丘三島線の21年度の残りを引き続いて行うとともに、22年度も買収を予定しております。それを合わせた簿価を22億4、912万9、000円と見込んでおりまして、この道路用地買収費用が増額になった理由でございます。

また、今後の土地開発公社の対応といたしましては、土地開発公社は市道千里 丘三島線道路改良工事や阪急正雀駅前の 正雀南千里丘線道路改良工事についても かかわっていくことになります。土地開 発公社の健全化は、本市の都市整備に大きく影響することになってまいります。 財政状況厳しい折でございますが、計画 的に買い戻しなどをして解決していく必要がございます。また、これに基づいて早期の健全化を目指していく努力をして まいります。

それと土地開発公社の役員でございますが、土地開発公社の定款で理事は11名、監事は2名と定められております。また理事のうちから理事長、副理事長、常務理事の各1名を定めております。理事及び監事につきましては、摂津市長が任命することになっております。任期は1年で、理事長は理事の互選によって決まり、現在は副市長が務めております。その他の理事につきましては、主に各部長級が任命され務めております。監事については、1名が部長級、もう1名は元市議会議員が務めております。

次に、第6集会所の管理の件でございます。市は、各集会所に市立集会所運営委員会を設けまして、その運営委員会代表者に集会所の市民への貸し出しなどの業務を委託して地域住民のご協力をいた

だきながら市立集会所管理事業を進めております。

ご質問のございました市立第6集会所は、大正2年に地元住民が費用を供出され一津屋公会堂として建築されたものでございます。その後、昭和43年に建物の寄附申し込みにより市が寄附を受けております。公会堂の敷地は借地となっております。登記事項には3名の共有となっております。その所有者の代表者から市へ無償貸与契約により無償貸与されております。

その後、昭和46年に公会堂を市立一津屋集会所と位置づけ、地元自治会により管理運営されてきました。翌47年に第6集会所に名称を変更いたしました。現在は地元自治会などに年間80回程度利用されております。集会所としての位置づけでありますゆえに公会堂や文化財としての対応はしておりませんが、施設維持として床等の補修やトイレの設置はしてまいっております。

第6集会所の敷地は共有名義でございますが、既に亡くなっておられます。相続人がたくさんおられますが、当建物の使用目的変更ということについて法律相談もさせていただきましたところ、問題がないだろうというお返事をいただいております。

また、条例の改廃につきましては、教育委員会と調整し新年度中には提案させていただけることになるだろうと考えております。

それから、車両管理の状況でございますが、本市の場合は、総務防災課が直接管理し貸し出しをしている車と、各課に配置している車の2種類がございます。自治体によりますと管財課なりが一括して集中管理し必要な分を貸し出ししているとこもございます。

本市の場合は、公用車の管理規定にあ りますように、公用車は市長が認めた課 に配置するということになっております。 本市がやっておりますのは、任意保険等 については総務防災課が支払いをしてお りますが、一般の修繕や車検、燃料費な どは配置しております原課で予算組みを していただいております。しかし、車両 管理につきましては、総務部長を総括責 任者としており、実務を担う総務防災課 が日常点検や車検の日程、その他のこと につきましてもすべて車両について把握 しております。各課に指示をしておりま す。ただ、日常的なもの、安全確認、安 全点検など自分たちでできることは原課 でやっていただくようにしております。

委員おっしゃっていただいています一括管理という定義というのはなかなか難しいとは思うんですけども、全体の方向を整えるという意味で総務防災課が行い、個々の車両の管理、日常点検等、それに伴う必要経費については、車両を所有している課において予算計上していただいているということでございます。事故などが発生した場合、事故報告等すべて総務防災課に至急に報告をし、原課と協議をし保険会社とも協議をしながら対応しております。総務防災課としては、できる限り原課とともにやっていく姿勢でおります。

今後とも車両の更新時には、エコカー 導入など環境や財政にもやさしい視点で 選定をしてまいりたいと考えております。

最後に、光熱費に伴う太陽光発電の利用ということだったかと思いますけども、 庁舎の光熱費の節減、エコの立場からも あらゆる方策を講じていかなければなら ないものであるということは認識してお ります。太陽光発電の新たな買い取り制 度が開始されますことから、今後、市民 啓発の立場も踏まえて費用面も考慮しつ つ検討していかなければならないと考え ております。

○野口博委員長 寺本参事。

○寺本総務部参事 市税の徴収率のご質問でございます。税3課の各税目の調定額などの集計につきましては、市民税課税制係の方で集計しておりますので市民税課の方からご答弁を申し上げます。

平成22年度市税全体の徴収率が93.2%、これはあまりにも低いのではないかというご質問でございます。当初、調定見込額につきましては、前年度の決算の状況や経済状況等を勘案しながら見積もりを行っております。

予算書でご説明をさせていただきたいと思いますので、恐れ入りますが、予算書の20ページ、21ページをお開きいただきたいと存じます。一番上の個人市民税でございます。当初予算額41億4,200万円で、うち現年課税分が40億2,900万円でございます。これに対する調定額は41億9,700万円と見込んでおります。前年と比べまして7.2%減となっております。徴収率につきましては、前年度決算並みの96%と見込んでおります。現年課税分の予算額と調定額の差でございますが、1億6,80万円でございます。

滞納繰越分でございますが、予算額1億1,300万円でございます。これに対する調定見込額は5億2,600万円で、前年度と比べまして4,300万円の増、率にしまして8.9%の増となっております。徴収率につきましては、ほぼ前年度並みの21.5%と見込んでおります。予算額と調定額との差は4億1,300万円でございます。

個人市民税の調定見込額と予算額との

差は、現年、滞納合わせまして5億8, 100万円でございます。

見積もりに当たりましては、個人市民税、法人市民税、また、固定資産税等を税目ごとに見積もりをいたします。最終的に各税目の現年課税分、滞納繰り越し分を積み上げました当初予算額168億5,000万円を計上させていただいております。

調定見込み額につきましては、180億7,283万1,000円でございます。当初予算額と調定見込み額の差は、12億2,200万円ほどとなっております。当初予算額を調定見込み額で除した数字が市税全体の徴収率93.2%となっております。

平成21年度の当初におきましても調 定見込み額と当初予算額との差は12億 円強でございますが、全体の徴収率は9 4. 1%となっております。平成22年 度は93.2%ということで、0.9% 低くなっておるわけでございますが、徴 収率を22年度と21年度当初を比較い たしますと、徴収率の計算で分子となり ます当初予算額でマイナス12%となっ ております。分母となります調定見込み 額で11.2%減ということになってお りまして、分母の方でマイナス幅が0. 8%少なくなっております。その結果、 分母の数字が若干増加いたしまして、全 体の徴収率が下がったものでございます。 ○野口博委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 それでは、女性政 策課にかかります3点のご質問について ご答弁申し上げます。

まず、今回予算に計上しております活動専門員等賃金につきましては、男女共同参画センター事業の担い手として雇用いたします非常勤一般職員の賃金でございます。職員の内訳といたしましては、

活動専門員4名、活動推進員1名、女性相談員1名の計6名の賃金を計上させていただいております。

活動専門員につきましては、男女共同 参画に関する問題について学習をし、専 門的な知識のある者で男女共同参画関連 施設で勤務経験を有する者、あるいは専 門機関等で研究経験のある者でございま して、センター事業の企画、運営の担い 手となるものでございます。

次に、活動推進員につきましては、摂 津市民の方で男女共同参画センターでの 勤務経験を通しまして男女共同参画に対 する理解を深めていただき、将来地域で 活動する人材になっていただくことを目 的に行政パートナーとして雇用いたして おりまして、専門員の補助並びに男女共 同参画センターの庶務的な業務を担うも のでございます。

また、今回新たに女性相談員の配置を 予定しておりまして、女性相談員につき ましては、相談室としてDV相談をはじ め、これまで実施の面接、法律、電話の 各種女性のための相談事業の効率的な運 営を行うことを目的に雇用するものでご ざいまして、DV相談の実務経験者の採 用を予定いたしております。

次に、女性プラン中間年の評価におけます男女共同参画センター主催事業等の評価ということのお問いかけでございますけれども、男女共同参画センターそのものは本市が定めております男女共同参画計画、せっつ女性プランの具体的な事業の推進を担う施設といたしまして、女性政策課と連動しながら、ともに男女共同参画の社会の実現に向け努力をするということで、大きな役割を担う施設であるということは間違いございません。

今回プランの中間年の評価報告をされ ていただいておりますが、これにつきま

しては、男女共同参画計画そのものの推 進が関係所管のご協力をいただくことが 不可欠でございまして、プランの各基本 課題の解消に向けまして、それぞれ所管 される事業の中に男女共同参画の視点を 盛り込んでいただいて、ともに推進をし ていただくということがございます。そ れぞれに施策推進課という形で名乗りを 上げていただいて、ともにプランの推進 に努めていただいているところではござ いますが、今、現時点でのプランの進行 状況、また、今後どういった方向に向か うべきか、そういったところの合意形成 を図ることを目的に中間年での評価、公 表ということを主として取り組ませてい ただいたところでございます。

男女共同参画センターそのものの事業 としましては、毎年事業計画を立てます 折に、それぞれの主催講座等がプランの どの基本課題を解消するために取り組む ものかということを意識して年間事業計 画を立てておりまして、また、市民の皆 様に向けたセミナーガイド等を通じまし ても主催講座のご案内の折には、この講 座がプランのどの課題を位置づけており ますということも明記しながらご案内を させていただいているところでございま す

また、毎年取りまとめをさせていただいておりますプランの進行状況の報告の中には、女性政策課所管ということで男女共同参画センターの事業も包含してご報告をさせていただいていたところではございます。

ただ、委員ご指摘のように、男女共同 参画センターそのものの位置づけと申し ましょうか、事業そのものが女性プラン の中でどう位置づけられ、どのように展 開されているかということがなかなか見 えにくいということにつきましては、私 どもも大いに反省すべき点かと思いますので、今後プランの進行管理を行う中で、 資料作成等に工夫を凝らしながら男女共 同参画センターの事業についても、より 見えやすいような資料作成を工夫してま いりたいというふうに考えております。

それから、摂津市男女共同参画計画、 せっつ女性プランの推進の中で、特に参 画率30%に達成するためのプランとい うことでお問いかけがございましたけれ ども、今現在、各種審議会の女性の参画 率につきまして計画全体としましては3 5%の目標値を設定しておりますけれど も、ここ数年は27%台で推移をしてお りまして、何とか最終年度には30%に はもっていきたいというふうに担当課と しては考えているところでございます。

しかしながら、先日の村上委員のご質問にもご答弁申し上げましたように、参画率が進まない要因として、委員の任命が選挙によるものであったり、あて職である、あるいはそういったことから性別の予測が困難というような状況にございまして、また、各種団体からご推薦をいただく場合にも、その中に女性がいらっしゃらないということがございます。

女性政策課といたしましては、審議会への女性登用指針、こちらの趣旨をご理解いただけますように、例えば市民公募枠といったものを設定していただいて、女性がより参画しやすいような審議会の構成の見直しを図っていただくよう、関係課の方に引き続き働きかけてまいりたいと思っております。

また、一方で、人材育成という視点に ついて女性政策課並びに男女共同参画センター双方が取り組む必要性がございま すので、女性大学でありましたり、また、 男女共同参画センターの主催事業を通じ まして、新たな女性の人材の発掘、さら にはその人材を活用する仕組みづくり、 そういったところに取り組んでまいりた いというふうに思います。

○野口博委員長 入倉課長。

○入倉固定資産税課長 固定資産税課に 係るご質問に答弁をいたします。

償却資産のデータパンチ委託でございますが、これは事務の効率化を図るため、業者委託をしております。内容としましては、申告が出てきました償却資産の種類別明細書、増加資産や全資産についてその所有者、資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価格、耐用年数、増加事由などをパンチ委託するもので、これが直接税額に反映するものではありません。

また、税制改正につきましては、平成 19年の税制改正において減価償却制度 の見直しが議論され、国税におきまして は見直しとなりましたが、固定資産税に ついては市町村に与える影響を考慮し、 現行の評価方法が維持されることとなり ました。

20年度の税制改正において、機械及び装置を中心とした資産区分の整理と法定耐用年数の見直しが行われております。これについて、広報紙への掲載やポスターを掲示、チラシの窓口配付で周知を図り、また、申告書送付の際、申告の手引きに法定耐用年数変更の文書及び省令改正による新しい耐用年数表を同封しまして、全資産の明細書も送付し、各企業において変更後の耐用年数を記載していただき、本市の資産データを修正いたしました。

また、課税及び調査についてですが、 償却資産は原則として申告課税となりま すので、各企業からの申告書をもとに課 税を行いますが、平成18年度から償却 資産の課税強化を課の重点課題として取 り組んでおりまして、毎年業種等を選定 し、吹田税務署へ出向き、申請書の閲覧、 減価償却資産の調査など国税の申告状況 との照合を行っております。また、未申 告業者を直接訪問し、申告指導も行って おります。

次に、補正予算ですけれども、9,00万円増額の理由ですが、当初予算を景気の低迷と先ほどいいました耐用年数の短縮もありまして、前年度決算から鉄道事業や電気通信事業などの知事・大臣配分をマイナス6%、一般企業分をマイナス5%と見込みまして、徴収率は98.4%で18億5,800万円の予算を計上しました。これが、結果的に知事・大臣配分がマイナス1.1%、一般企業分がマイナス0.9%となりまして、決算見込み額19億4,800万円となり、今回9,000万円の増額補正となりました。

○野口博委員長 井口課長。

〇井口秘書課長 それでは、秘書課にかかわります質問4点のうち、秘書業務につきまして2点ご答弁申し上げます。

まず、国際交流協会の負担金の問題で ございますが、国際交流協会の設立趣旨 といたしましては、市民、行政、各種団 体等と連携を図りながら、多彩な国際交 流事業を展開するとされております。そ して、摂津市の国際化に大きく貢献をい ただいておる団体でございます。

このような設立趣旨を踏まえまして、 市は同協会の団体会員として加入いたし まして運営に協力をさせていただいてい るところでございます。そして、市の国 際交流事業は円滑に現在も進んでおるの ではないかと考えております。

そういうことで、自治振興課から同協会に対しまして出されております補助金とは異なりまして、秘書課が支出しておりますのは、同協会に対する事業補助ではなく、団体会員として活動し、また、

協会を支援するための年会費でございま す。

それから、もう一点、市長メッセージについてでございますが、ホームページをリニューアルいたしまして、その際、平成20年度から新しく市長のコーナーに動画と写真つきのメッセージが掲載できるようになりました。20年度の初年度は動画2回、メッセージは30回更新をいたしております。

今年度につきましては、見込みでござ いますが動画2回、メッセージ21回、 もしくは22回を見込んでおりますが、 委員ご指摘のとおり、市長は年間約50 0回、いろいろなところでごあいさつを されておられます。その割には発信量が 少ないのではないかということでござい ますが、すべてとはいきませんが、市長 が市民の皆様に、ぜひお知らせしたい内 容を可能な限りタイムリーに、また、記 念すべき行事、季節の話題等を含めまし て、できるだけ発信させていただくよう に我々も取材力、写真等もございますの で、取材力を高めて今後、情報発信を積 極的に進めていきたいと考えております。 ○野口博委員長 橋本参事。

○橋本秘書課参事 それでは私の方からは、広報紙の配布とホームページの自動翻訳に関しましての説明を申し上げます。

まず、広報紙につきましてですが、発 行は月2回しております。

その配布の内訳を申し上げますと、15日号につきましては3万2,000部の印刷で自治会のご協力を得て各世帯に配布しております。

その内訳といたしまして、21年度の 状況ですが、自治会経由で配布に約2万 6,750部を使用しております。その ほか、寮やマンションの関係でオーナー や管理会社からの依頼で約1,000部、 また、個人への郵送関係で件数234件、約640部を郵送しております。市内企業につきましては120部、そして、郵便局や警察、また、駅、市内の公共施設の関係で使っております分が1,740部ございます。残り約1,750部ほどが保存用としてストックするものですが、部数が若干多うございます。1自治会への配布漏れ、紛失等に対応するべく若干多めのストックの状況となっております。

続きまして、1日号なんですが、4万5,500部を印刷しておりまして、配布業者により全家庭、全事業者に配布しております。配布用に2月実績ですが、4万2,280部の配布で、業者の方に4万2,500部のストック等を含めまして使っております。1日号につきましては、全戸配布ですので、先ほど申し対では、全戸配布ですので、先ほど申し対応はございません。駅、市内公共施設へ配置しております1,740部を除きました残り約1,200部ほどが保存用としてストックしている状況でございます。

1日号の全戸配布と世帯数との乖離等につきましてまず申し上げますと、1日号、19年度に全戸配布を導入いたしまして、まず当初は、居住家屋を対象として約3万7,500部の配布で対応してまいりました。その当時の配布漏れの問い合わせは、毎月ふえる一方で対応に追われる日々が続きました。また、事業者等からの配布の依頼等もいろいろいただきました中で、居住形態等を考えまして、事業所、店舗などローラー配布に切りかえた経緯がございます。そういう形の中で、一定の定着が図れまして、そのときが4万2,000部、その後の推移で現在に至っております。

また、15日号の個別郵送等の状況で すが、過去の資料をくってみますと、平 成13年度の自治会加入世帯約2万6, 000世帯あるということ、その当時の加入率で76.7%という資料もございました。平成15年には2万6,500世帯が最近の自治会加入のピークとも確認しておりますが、その当時も個別郵送しておりました。そのときで大体1,500部を届けておる状況もありました。現在の先ほど申し上げましたマンション等を加えまして1,600部の状況もございます。

全戸配布実施の状況で見てみますと、個人からの郵送依頼の状況は、21年度の状況を見てみましても個人で10件の依頼がございました。あと、これは特異な事例なんですが、自治会関係の分で150部の依頼がございまして、それが大きく数字が膨れてる状況があります。この部分で自治会加入への大きな影響を及ぼしてないとも考えるところでございます。

続きまして、自治会加入のメリットに ついての対応ということでございます。

地域とは、人々がそこに集住して集団の力で暮らしの中に起こる地域の共通問題、個人の個別問題を解決して安心して暮らせる地域像を実現していく場所でで機能していくために、改めて住民同士のではいると考えております。と考えております。自治会加入を促す説明も行っていると考えておりました。自治会加入まして、りました。自治会加入まして、りました。自治会加入まして、りました。自治会加入まして、りました。自治会加入まして地域のました。自治会加入まして地域のました。お互いう意識を通して地域であるという説明に加えまして、お互い方意識を通して地域であるという説明に加えまして、お互い方意識を通して地域の安心を全も向と考えております。

具体的にいいますと、市の広報でも既 に地域の取り組みを紹介させていただい たケースがございます。21年度、地域での環境美化活動、正雀駅前でのたそがれコンサート、住宅用火災警報器を自治会で設置されたケース、地域での自主防災訓練での炊き出しでエコ食器を利用されたケースなど、また、三宅柳田小学校での地域の見守り隊への感謝の会などがございました。そういった摂津市の自治会の加入の魅力を十分紹介していく中で、行政のみならず自治会が市民にとって身近なものとなるように広報としても取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、ホームページの自動翻訳につきましてですが、外国人向けの情報提供を充実するため、市のホームページを自動翻訳できるソフトを導入する自治体がふえております。インフルエンザ情報、緊急時の対応として外国人に効率よく情報提供できるサービスアップを図るという取り組みでございます。現在の本市のシステムの中で導入について十分検討してまいりたいと考えておるところでございます。

- ○野口博委員長 北居参事。
- ○北居消防本部参事 機能別消防団員の 装備の充実、これについてお答えいたします。

先日、私がご説明いたしましたが、基本は事業所の人員、機械、これを活用して運用していくという原則は持っております。その面では、各事業所の防災に対する崇高な精神には感謝しているところでございます。

そのようなこともありまして、当初は アポロキャップを全団員に配付させてい ただきました。現在は、車両ののぼり旗 と訓練旗、これの配付の準備も整ってお ります。ただ、災害時、これは訓練も含 めまして最も大事なのは、やはり安全管 理です。安全管理はみずからの安全は自ら守るというのが原則でございますので、 ここに重点を置きまして、反射テープつ きの安全ベストの貸与も考えているとこ ろでございます。

- ○野口博委員長 工藤参事。
- ○工藤政策推進課参事 基幹統計調査の 中の国勢調査についての質問の4点につ いてお答えをさせていただきたいと思い ます。

今回、ことし10月1日を基準日といたします国勢調査、5年に一度実施されるわけなんですが、それについての個人情報保護というご質問でございます。調査票の内容につきましては、収入や生年月などいろいろなものについて記入したくないという調査項目がございました。

そういったプライバシーの保護とか、個人情報の意識の高まりもございまして、 国の方に要望いたしまして、いろいろと 国も検討いたしました結果、今回から封 入方式という形での調査票の提出が導入 されました。そういったことで、そうい う懸念につきましては払しょくされたん じゃないかというふうに考えております。

続きまして、職員体制という点のご指摘でございます。去年11月に国勢調査を実施するということによりまして、1名の増員をいただきました。それで現在、再任用の職員1名も含めまして4人体制で準備作業を進めております。4月以降につきましては、1人アルバイトの雇用を予定しております。準備段階の繁忙時期いろいろとございますのでそのとき暫時アルバイト、派遣職員などを雇用しながら円滑な調査業務を進めていきたいと考えております。

次に、3点目の調査員の体制確保でご ざいますが、これは前回691の調査区 がございまして、それに対しまして調査 員は535名の体制で、その半数近くは 自治会の皆さんにお願いをさせていただ きました。そのほか現在いろいろな統計 調査をしていただいております登録調査 員やポスター等による公募者などで対応 し乗り切ったということでございます。

今回、調査区につきましては701と いうことで若干ふえておるわけなんです が、先ほど申し上げましたように、封入 方式という形をとります関係で、調査票 の審査・点検の負担が軽減されるという ようなことも踏まえ、1人二つの調査区 を持っていただこうと考えておりまして、 調査員数につきましては、前回よりも1 00名近く減り、450名ぐらいでいけ るんではないかと考えております。現在 その確保のために去年の11月から広報 にも掲載いたしまして、今現在、広報と ホームページ、それとあと、各行政施設 とか駅前すべてにポスターを張りまして、 調査員の確保に努めているところでござ います。今後におきましては、同じよう な形で自治会の皆さん方に、半数近くは ご無理をお願いしなくてはならないかな と考えております。

次に4つ目の調査のスケジュールでございますが、10月1日という基準日でございますので、8月の下旬から9月の中旬にかけまして、各地域で説明会を15回ほど予定をしております。それと、それを受けまして、9月23日から9月30日まで、調査票を配布していただきます。そのあと回収が1週間、10月1日から7日まで回収をしていただくというようなスケジュールになっております。

また、先ほど封入方式という提出での 導入を申しましたが、郵送という選択も 今回導入され、調査員の回収プラス、郵 送選択という提出方法になりまして、未 提出者がふえる、そういう方がおられる んではないかなというところで、そのフォローアップといいますか、未提出者への回収という仕事をしていただくことにになります。それにつきましては、10月22日から24日の間ということで、未提出者の回収期間という予定で進めさせていただこうと考えております。

○三好義治委員 2回目は整理をして質問をさせていただきたいと思います。

なお、副市長の答弁については、改めて2回目でお答えいただきたいと思いますが。

人事につきましては、ラスパイレス指数、副市長が言われるラスパイレスが98.3で、地域手当て入れると大阪府下11市1町が100%、今、越えてる状況が、摂津市の職員の給料が低いという、今、認識をされてるんですが、先ほど山本課長から答弁があった民間と比べると、22万円から30万円の給料ぐらいになってるという中で、民間から低いということでございます。ただ第4次行革を進めるのに660名体制をやっていく、その中で、市の職員の処遇をどう考えているのかというのが、私は一つのポイントだと思うんです。

その中で、市長の考え、副市長の考え に相違点はないにしろ、一方では下げな あかんという考え方をお持ちだというの、 私思うてますし、一方では、これ以上下 げられないと、一体どういう方針で臨ま れるのか、改めてお聞かせをいただきた いというふうに思います。

もう一方では、職員の今の給与体系、 職責については、1号1級から9級まで の職階がありまして、現業職については、 1級から6級までがその職種別に構成を されて、管理職になると7級、8級、9 級となってきます。ただ、そういうふう な階層になってでも、給料については、 格差が生じてないというのが、私は過去の給料での平等というよりも、仕事に見合った平等を、やっぱりこの時期考えて行くべきだということの中で、仕事に見合った平等を、やっぱりこの時期やっぱり考えていくべきだということの中で、職能給制度の導入を改めて、第4次行革の中での考え方はないのか、その点についても副市長、お答えをいただきたいというふうに思っております。あといいたいことはいっぱいありますが削除をします。

それから財政運営についてでございま すが、安定した財政運営の部分について は、私が言ってるのは、今の中期財政見 通しを出された中で、第4次行革もやっ ていきますけども、実際にここで見ます と、平成24年になると、もう基金が枯 渇し、平成25年度からそれぞれ赤字に なってくると。最終的に平成27年度は、 35億7,800万円の赤字になってく る。そういった状況の中での、財政運営 はどうですかということを、今、現在、 本来やったらプライマルバランスを見て いくのが、本来の財政運営でございます けども、今の現状からいったらほど遠い レベルまではね。だからその中でどうい う状況ですかということ伺ってるんです。

今、先ほど北野参事から話がありましたように、基金の現在高というのが、平成21年度末では41億6,400万円、22年度末は26億9,000万円ですよね。だからこういった中で、要は中期財政見通しを建ててますけど、第4次行革の中で、これだけをやることによって幾ら捻出できるのやという金額が提示できないのか聞いてるんですよね。だからこのままいくと来年度予算組んだらもう基金は全くなくなりますよって。

もう一方では、今の市税の調定額から

の徴収率、ことしは93.1%、昨年の94%からコンマ9ポイント、なんで下げてるんですかって。やっぱり努力目標は高目に持っていきながら、やっぱり徴収率を上げていくんやろうと、それが歳入の確保の一つではないかなと、この点については、もう答弁いいです。こっちの財政の方から答弁いただきますので、そういう視点については。

それとこの第4次行革でスクラップ・アンド・ビルドという提示をなされておりますが、歳入の確保ということについては、そのたばこ税がなくなった本市にとって、これから土地の売却収入並びに経費削減をしながら、内部努力の中でしか、今見えてきてないんですよ。

その中で、改めての歳入確保、以前にも話したことありますけど、例えば九州大分関係、福岡の方では、自動販売機を誘致しながら、その中で環境寄附とか、いろんな教育寄附とかの中での財源確保やってる。 こういった取り組みについての、今、以前にもちょっと話してますので、現在の取り組みについてをお聞かせいただきたいと思います。

それと土地開発公社の健全化については、時間があればもっとるる話をしたいんですが、今、4筆があって、22億円の簿価が生じている中で、2,500万円ずつ毎年入れてます。実際にこの塩漬けの土地を、どういうふうにやっていくのか、第4次行革では、新たに土地開発公社、先行取得する場合には、期限つきでやるいうて、第4次には書いてますけど、現在のこの土地をどうやって解消していくのかということを、具体的に4筆、これからの取り組みについてお聞かせいただきたいいうように思います。これはもう一昨年にも、こんこんと話しました。

また、土地開発公社の役員が副市長が

理事長で、その理事がそれぞれの部長で、 先行取得をしなさい、いつ売りなさいと いうのが、内々でやってるから、そこら の本当に土地開発公社にお任せになる、 土地開発公社というのは、改めて別の組 織であるべきだと思うし、それが不可能 でも、今の土地開発公社、千里丘三島線 の用地買収、それから、阪急正雀の用地 買収もありますが、状況から見たときに、 もう土地は上がらないから先行買収をす る必要性があるのかなという考え方も持っ ています。聞くところによるとやっぱり 補助金のこともあって、土地開発公社を 残さなければならないということですが、 全国で1,500ぐらいあった土地開発 公社が、今もう1,000ぐらいまで、 見直しもやられてます。こういった考え 方についてもお聞かせいただきたいと思 います。

それと女性政策につきましては、7月 から新たにコミュニティプラザに行かれ ます。次、条例が出てきますから、条例 のときには、もっと詳しく質問していき ますけど、市民活動支援センター、市民 活動組織いうのを、もう一方では行政が 取り組もうとしてます。コミュニティプ ラザいうんやったら、直営で管理をして いく組織もできると、その中での市民活 動支援組織体制の、今の内部での協議は 男共同参画センターとして、どういうか かわり方をされてるのか、私はこれから 7月からのスタートならば、新たな、今 までの継続もいいんですが、新たな取り 組みも必要やと思うんですね。そういう 内部での協議いうには、どういうように されてるのかお聞かせいただきたいと思 います。

ほかいろいろありますが、この部分で、 もう1点、第6集会所のこの土地の関係 と、今度やっていく公会堂の関係につい て、本当に地域合意の取れるようにぜひ お願いしたいのと、これは、総務防災課 は今の市立第6集会所の管理運営で、こ れでもう途切れると思いますが、ただ私 はこれを新たに改造していくのでも、や はり文化財保存ということを第一義に考 えてやっていくべきだというふうに思っ ております。というのは、いろんなこと もありますけど、膨大な費用はかけられ んやろうと、だから地域の寄附をしてい ただいた本来の、その原点に立った管理 運営、そんなに費用をかけずに保存がで きる、文化財保存ということで、一方で お願いをしたいと。そのために条例の改 廃はいつか、総務常任委員会でまた議論 ができるんかなということで、質問させ ていただきました。これについては要望 で結構でございます。

車両管理につきましてでも、事務報告書では、すべて総務防災課が車両管理ということの中で入ってるんですよね。だからそういう視点である気がしておりました。これからは車両数も減らしていかなあかんし、エコカーの視点でも考えていかなあかんし、そういった中では、もう一度その部分を庁内で、体制づくりも含めて考えていただきたいなと、これも要望しときます。

それから地球温暖化防止についてについては、やはり公が率先垂範してやっていかなければならないと、これは耐震の問題もあると思いますが、本当に耐震だけで、事済ますんかと、実際に何ができるんかいうことを真剣に考えたことあります。この点についても、本当に地球温暖化、地域計画を策定していくならば、まず行政として率先垂範やっていくべきやと、架台を組んでもできますし、屋上

に持っていくだけではなしに、いろんな 緑化も含めてできます。

そういった中で、これも要望しておきますが、今度環境対策課で職員体制も要望いたしました。しかしながらそれを推進できなかったら、25%の削減のためには、まず公共からやっていかなければならないということでございます。

その他につきましては、先ほどの答弁で理解しましたので、2回目の質問終わります。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午前11時50分 休憩) (午後 0時59分 再開)

○野口博委員長 再開します。

答弁を求めます。

吉田参事。

〇吉田市長公室参事 男女共同参画センターとのかかわりでございますけれども、コミュニティプラザに7月オープンということで、今、予定いたしておりますけれども、その中に、市民活動支援をつかさどるというか、担当する窓口を設けるという予定をいたしております。その関係で、総合的な話として、私の方からご答弁をさせていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

市民活動支援と申しますのが、基本的には、このコミュニティプラザは産・官・学・市民の連携の拠点になりたいということの一つのコンセプトを持っております。その中で、当然、その機軸になります組織として、男女共同参画センターがここに参画して、一緒に連携をとるということを前提にして、考えております。

その中で、今現在、本市におきましては、昨年でございますけれども、このコミュニティプラザにおけます運営検討会議というものを庁内で設立いたしており

ます。

生涯学習とか、保健福祉とか、いろんな、幅広く担当所管の意見を聞きながら、管理運営だけじゃなしに、そういうソフト事業も連携をとっていこうという前提で、そういう検討会議を設けておりまして、今後、市民の方々、また基本的にはコミュニティプラザで登録していただける団体の育成も含めまして、いろんな、幅広く検討してまいりたいというふうに思っております。

ただ、男女共同参画につきましては、 当然、この施設の機軸になって活動して もらう組織でもございますので、そのあ たりは、当然、今の登録されておられる 団体との連携も十分果たしていって、ま た、より一層、活性化していただくとい うことも前提にしながら、この検討会議 を踏まえて、幅広く情報発信もしていき たいというふうに考えております。

- ○野口博委員長 奥村総務部長。
- ○奥村総務部長 それでは、総務部に関しますご質問、何点かございました。私の方から答弁させていただきます。

まず、土地開発公社の健全化につきましてなんですが、これ、財政課、総務防 災課の両課にまたがってまいります。よ くご理解いただきたいために、過去の経 過も踏まえまして、答弁させていただき ます。

平成の時代で、土地開発公社が保有しております公共用地が最大となりましたのは、平成4年度でございました。その時点では、土地開発公社の保有する土地の簿価、これは95億9,400万円でございました。その年度の標準財政規模が180億7,900万円、これと比較しますと、53.1%という数字になっておりました。この原因といたしましては、モノレールの関連事業として、東一

津屋土地区画整理事業に伴う用地先行買 収によるものが主な原因でございました。

東一津屋土地区画整理事業に伴う、事業の終えんとともに、保有土地は減少していきまして、平成10年度末までには、標準財政規模の30.6%に低下いたしました。

しかし、当時、新聞、ラジオ、あるいはテレビ等で隠れた市の負債として、土地開発公社保有の、いわゆる塩漬け土地といわれます長期保有土地が問題視されました。マスコミ等では、全国的なキャンペーンが張られました。そこで、当時の自治省なんですが、土地開発公社経営健全化対策が打ち出されました。

それは、平成11年度末で土地開発公社が保有する簿価総額が、標準財政規模の50%以上の団体、あるいは保有期間が5年以上のものについては、標準財政規模の20%以上の団体につきましては、買収計画を策定し、健全化に努める場合には、供用開始物件であっても起債許可すると、こういう制度ができました。

本市は、11年度末の保有簿価総額は、標準財政規模の50%未満の27.1%でございましたが、長期保有、5年以上の保有物件が20%を超えていることから、公社健全化団体の指定を受けまして、健全化に努めたところでございます。

この公社健全化団体の指定は、平成17年度までとなっておりました。そういうことで、本市は、平成13年度から平成17年度までに、13億6,900万円の市債発行で、簿価額14億9,550万円を解消させていただきました。その結果、標準財政規模との割合は、平成17年度末では12.8%に低下いたしました。ちなみに、大阪府下、市の平均は、この当時、24.4%ですので、平均の約半分程度のレベルとなりました。

平成20年度末の決算の数値では、府下平均は19.2%に対しまして、本市は9.8%と2けたを割り、31市中11位となっております。

また、平成19年度から積み重なる利息が、簿価に加算されるということになっておりましたので、1年間に発生いたします利息分を、補給金として土地開発公社の方に支出しております。それで、簿価の増加を抑制しておりまして、そういう措置をさせていただいてます。

また、従来は金融機関の借入金をしておりましたが、水道事業会計に一部担っていただきまして、水道部の余剰資金を一部金融機関に、定期運用して得られる金利と、それから土地開発公社が他の民間金融機関から借り入れます利率、それの中間利率で水道部から借り入れをして、利息の増加の抑制を図ってきたところでございます。

今回、補正第8号で、新在家鳥飼上線 用地の買い戻しをお願いしております。 これが、もし解決いたしますと、千里丘 三島線の代替地、それから別府公園の用 地、それから放置自転車置き場用地の3 件と、平成21年度に新たに購入いたし ました千里丘三島線用地の4件となりま す。先ほどの3件の取得の分は、平成3 年、あるいは平成4年、平成6年の購入 となっておりまして、長期保有の分が、 まだ3件解決をしておりません。

今までの議会との議論を聞きますと、 なぜこの土地を購入したのか、あるいは、 なぜ今まで放置してきたのかというよう なご質問をよく聞く場合がございます。

その当時の経過、その事情、詳細については承知しておりませんが、その時代背景とかなり関係するんではないかなというふうに、私は思っております。といいますのは、平成61年度から平成3年

度までは、いわゆるバブル景気といわれた時期でございます。日本では、投機熱が加速し、株や、あるいは土地への投機が盛んになっておりました。中でも、土地は必ず値上がりするという土地神話に支えられまして、転売目的の売買が増加し、地価は高騰し、社会問題化しておりました地上げが横行している時代でございました。

そのような時代に、買っておるんです が、用地の取得価格も高騰し、さらには 高騰するのではないかなと、そういう用 地取得にかられる気持ちが、当然出てき ても不思議ではございません。今となっ ては、購入に際しては、正しかったとは 言えませんけれども、当時の判断は間違 いではなかったというふうには、私ども は思っております。いずれにいたしまし ても、土地神話のもとに、決して下落す ることがない、こういうことが言われて おりましたが、土地が2005年まで、 公示価格は下落し続けております。その 後、少し小幅の上昇がありましたけれど も、過去みたいな大幅な上昇は、今後な いというふうに思っております。

それから、まず、土地開発公社の健全 化の第一義的なものは、市が依頼した用 地を買収しておりますので、市がすべて 買い取っていただければすべて解決いた します。しかし、ご存じのように、市の 財政状況、一般財源の金額は減ってきて おります。それらについて、すべて一括 に買い戻しいうのは困難でございます。

先日でしたけれども、河内長野市の方で土地開発公社を、平成23年度に廃止するという方針が新聞報道されておりました。これは何かといいますと、第三セクター等の改革推進債、これが先ほどもいいました平成11年度末の自治省が提示されました土地開発公社の健全化債、

これが新規に、また提示されておりまして、平成21年から25年までの5年間の時限措置でございますが、土地開発公社を廃止するならば、買取価格すべて起債発行させましょうというようなことが、方針に出されております。それで、河内長野市の方は、平成23年度に廃止という方針が決められております。

本市の場合なんですが、それが、もち ろんこの事業債を使えば、すべて解決で きるんですが、ただ、千里丘三島線の道 路拡幅、これが横たわっております。そ れから、正雀駅前の道路用地の取得も、 当然ございます。これが用地買収をする んですが、用地買収契約が一挙に済みま したら、その年次で補助金がもらえると いうようなことできるんですが、用地買 収は、相手先がありますので、スムーズ に進んでいきません。そういう分では、 一たん、土地開発公社の方に買い取りを して、プールをして、それから国庫補助 金がの採択が可能になった時点で、市が 買い戻すと。これが一番、賢明な策であ るのかなというふうに思っております。

そういう部分では、先ほどいいました 第三セクターの整理債、この部分につい ては、適用を考えておりませんし、土地 開発公社の解散は、当然、当面は全く考 えておらないというのが実情でございま す。

それから、先ほどの4筆の分ですが、まず、それぞれの1件ごとの物件は別といたしまして、まず考えられる土地開発公社の健全化なんですが、土地開発公社から市が買い取る場合に、用地買収だけでは起債がつきません。その上に上物整備をして、用地買収する場合については、例えば一般単独事業とか、そういうようなことで起債がついてまいります。そういう方法で、要は、1つを解決する。

それから、今後、見込みのない用地の部分については、売却をする。売却と簿価の差額を、市が補てんをする。これは、平成20年度のときに、鳥飼野々の方法でやらせていただいたことはあるんですが、そういう方法で解決をするということがあります。

それから、もう1点、土地開発公社の方では、準備金が8億7,800万円持っております。これは、いわゆる過去の内部留保金といわれるもので、それ以外に土地開発公社の方に、土地開発基金1億6,000万円を貸し出しをしております。これを合わせますと、10億3,800万円。この範囲内であれば、金融機関から資金を借らなくても、財産が保有できるということになります。この10億3,800万円と相当するのが、千里丘4丁目の旧の放置自転車置き場の簿価相当額になります。

そういう意味では、これを解決するとなれば、市の持ち出しも多額となりますので、当面は保有しておくのも1つの手ではないかなというふうに思っております。旧の放置自転車駐車場のところは、年間900万円で、民間の方に貸しております。民間金融機関から借りることなく、毎年900万円入るというのも、ひとつは財政健全には貢献するのではないかなというふうに思っております。

それから、次に、先ほど、市税収入の 徴収率の問題がありました。これは、補 足答弁させていただきたいと思います。

基本的には、予算編成する場合には、 歳入欠陥を起こさない歳入予算、それか ら歳出額につきましては、執行に支障の 出ないような、必要最低限の予算計上、 これには努めております。

このような考え方の中で、歳入の計上 に当たっては、歳入欠陥があってはなら ない。生じてはならないということで、 どうしても控え目な数値になってしまう のは、やむを得ないというふうに、私ど もは思っております。それで、市税の徴 収率なんですが、これは社会経済情勢と 大きくかかわってまいります。

平成の時代で、個人市民税が最も決算額が少なかったのは、平成16年度、これが33億3,400万円。その前の15年度では、34億9,500万円、それから、17年度、1年後ですが、これでは34億4,600万円と、この3年間は、35億円を下回っております。ちなみに、最高額を記録したのは、平成5年度の54億4,400万円でございました。

また、法人税ですが、法人市民税では、 平成元年度が最も多くございました。このときには、38億600万円と記録しております。最も少ないのは、平成14年度で17億7,800万円というふうになっております。

平成3年のバブル景気の終えんとともに、景気悪化がだんだん出ておりまして、ともに税収の落ち込みも顕著となっており、それにあわせて徴収率も落ちております。

大阪府下の市税徴収率の推移を見てみますと、最も顕著になっておりますのが、府下市町村の平均徴収率、これは平成元年度、それから平成2年度で97.3%ございました。これを天に、徐々に、毎年、低下しておりまして、平成14年度、それから平成15年度では、92.1%となっております。本市におきましては、同じように、同傾向となっておりまして、平成元年度は97.4%、それから平成2年度では97.5%でございました。

先ほど、一番、大阪府下で92.1と 記録しております平成14年度、15年 度ですが、平成14年度では93.7%、これは本市の数字でございます。それから、平成15年度では、93.3%というふうになっております。こういうふうに、府下平均と同様に、低下傾向を示しております。

このようなことから、平成20年度の、 徴収率の問題ですが、今の景気状況の中 では、先ほど、課長が説明いたしました ように、かなり低目に見積もっているの は確かでございます。これは過去の実績 の中で、景気低迷期では、こういう徴収 率になるんではないかなということで、 算出をさせていただきました。

それから、健全財政の話がありました。 健全財政には、それぞれ、よく言われる んですが、いろいろと議論ありますが、 3つの要素に検討することが必要という ように、我々は思っております。

まず、最初なんですが、財政運営の堅 実性、これがまず1つ言えると思います。

それから、2番目としては、財政構造の健全性。いわゆる財務体質がどうなのか、これが2点目でございます。3点目には、やはり適正な行政水準が確保できているかどうか。これが3つ目でございます。

各地方公共団体は、住民に対して、絶えずサービスを提供し、行政施設を整備して、その要望にこたえていかなければなりません。しかしながら、行政水準を向上させながら、健全な財政運営を続けていく、これは当然、肝要なことですが、今の財政状況の中では、住民の要望すべてにこたえることは不可能でございます。財源の問題で、おのずと限界もあるというふうに、我々は認識しております。

それで、健全財政といいましても、財 政運営に当たっては、いろんな要素が入 り交じってまいります。いわゆる外部要 因もあれば、内部要因、いろいろござい ます。

外部要因ですが、本市1市だけでは、 どうしても解決できない問題がございます。例えば、過去を振り返ってみますと、 石油ショック、それから、バブルの崩壊、 あるいは世界同時不況等々、社会経済状況によって、それぞれ市民税、法人市民税、あるいは個人市民税の税収に大きく影響してまいります。また、今後ですが、少子高齢化の社会現象も、やはりボディーブローのように、税収に大きく影響してくるんではないかなという危惧を持ってくるんではないかなという危惧を持っております。また、国の地方財政対策、これによっても、やはり一喜一憂しているのが現状でございます。

このように、摂津市1市だけで解決することはできないこともたくさんございます。一定の枠内や、あるいは制限内での財政運営を強いられているのが現状であります。このようなことを考えますと、市ができる部分は、やはりいかに歳出を抑制するか、この一言に尽きるんではないかなというふうに思っております。

私、財政に携わっての話なんですが、 財政運営は大きな船のかじをとるような もの。こういうふうに、私は思っており ます。大きな船を、方向を変えるにし転 も、やはり車のように、とまるにしち できません。それから、とまるにしり できません。それから、とまるにしり でしまいます。そのような状況 の上でのエンジンをとめても、やはり 性で動いてしまいます。そのような状況 の中で、やはり長期に、何年か先を見据 えながら、財政運営をしていかなければ ならない、こういうふうに私どもは思っ ております。

今回の中期財政見通しなんですが、よ く危機感を煽っているとか、あるいはお どかしとかいう方もおられますが、先ほ どいいましたように、本当に大きな船を、 かじを取る場合には、やはり何年か先を 見据えた運営が必要になってまいります。

それで、先ほどの質問の中で、第4次 行革に当たってのことなんですが、進行 管理が大事かなというふうに思っており ます。そういう進行管理をしながら、数 値が具体化してまいりましたら、今後、 数値目標とか、あるいは効果額等々のご 提示ができるものというふうに思ってお ります。

それで、中期財政見通しの平成27年度まで、36億円の累積赤字というふうに推計しております。そこであらわされている36億円、これは絶対数値ではございません。ひょっとしたら30億円になるかもわかりません。ただ、言えるにとは、決して36億円の赤字が36億円の黒字に、絶対なることはないというふうに思っております。数値の変動はありましても、やはり赤字幅は徐々にふえていくということは、しっかり認識しておかなければならないというふうに思っております。

先ほど、財政課長がいいました標準財政規模の20%、これを超えますと、財政再生団体になると。確かにそうなんですが、これは赤信号になります。黄信号でいきますと、早期健全化団体、これがあります。標準財政規模の平成20年度決算でしたら、12.33%、約12%を超えますと、早期財政団体に指定されます。こういうふうに指定されますと、早期健全化団体になりますと、早期健全化計画も、議会の皆さん方にお諮りをして、同意をもらって、国の方に提出ということになります。

平成20年度の標準財政規模は約200億円となります。その12%でいいますと、24億円でございます。この24

億円は、すぐに出ることはないんですが、 ただひとつ言えることは、単年度で12 億円出ますと、必ず2年次は、絶対24 億円になるということでございます。

そういう意味では、そのときになって 慌てても、非常に遅いということになり ますので、あとはしっかり、第4次行革 をしっかりやっていかなければならない というふうに思っております。

よく、過去で、平成17年度赤字再建団体に突入というようなことがよく言われました。これは辛うじて、これを切り抜けることができました。これは、回避できた理由には、いろいろあろうかと思いますが、私が思いますには、全庁的な危機意識を、やはり共有したからにほかならないというふうに思っております。

以上、今後の第4次行革も踏まえまして、やはり全庁的な取り組み、あるいは全庁的な危機意識の共有、これが成否を分けるというふうに、私どもは思っております。

○野口博委員長 有山次長

○有山市長公室次長 市営自動販売機に ついてというお問いについて、お答えを いたします。

本年度の予算で、総務防災課に係る自動販売機設置料ということで、293万9,000円が予算組みをされております。これは、売上額の一定額を雑収入としたものでございますが、これと同じような仕組みで、某市内の清涼飲料メーカーから、一定額を支援金の形で市の方にお出しするというような提案をいただいております。

これの仕組みとしましては、行政は行 政目的を、何かそのことによって達成す るということを、市民にアピールし、そ の財源が確保できる。また、市民の皆様 は、市行政を応援できる。そして、メー カーの方は売り上げがふえる。いわゆる トリプルウィンの関係ということで、提 案をいただき、現在、協議をいたしてお ります。

私どもといたしましては、従前の3次 行革までの間に、歳入改革という項目は 設けておりませんでしたが、今回、第4 次の行財政改革実施計画の中では、歳入 改革という項目を設けております。徴収 率の向上をはじめ、債権管理の部門で9 項目、それから使用料等の減免制度を見 直すということで、適正な受益者負担と いうことで3項目を設けております。

いずれにいたしましても、歳入を確保 するということが、今後の本市の財政の 上で、大きな寄与をするものと思ってお ります。

○野口博委員長 副市長。

○小野副市長 今、総務部長の方からもありましたように、基本的には、三好委員の冒頭の35.8億円の赤字ということについて、市債発行をしながら基金を温存すべきということであります。

この第4次行革の中にも、基本的には 市有地の積極的な活用なり、土地開発公 社の健全化、今言われたとおりでありま す。各資金の活用というようなことは、 それにいい当てているんじゃないかとい うように思います。

それで、山本課長からいいました中身で、代表質問2日目の内容なんですけれども、これは山本課長とダブりますけれども、当然、三好委員もご存じのように、我々の給与というのは、公共団体の職員と民間の従事者の給与との均衡を図れと、2つ書いております。これは、人事院勧告になるというふうには思うんですが。

基本的に、私がいいましたことと、市 長の言われたことは、視点の違いだけで ございまして。1つは、例えば地域手当 のとき6%になったと。とりあえず給料は下がるんだということで、今でいったら、ボーナスも入れましたら、1人当たり年間約22万円ぐらいは落ちていると思うんですね。これは、財政に物すごく寄与しました。700人体制であれば、1億5,000万円。おのずから、組合交渉せずして、まあまあ落とせたということでありますから。

やはりそういう状況で、10%なり1 1%なり12%ある地域で、やはり職員 の給与は、できる限り守ってやらなあか んというのは、常に市長は言っておりま す。ただ、市長のいった中身というのは、 私なりに解釈しておったのは、先ほども 山本課長がいいましたように、副市長会 でもよく言われるんですけれども、本市 は、地方交付税不交付団体であると。

市民1人当たりの担税力は、大阪市でナンバー1等々あるというような状況の中、なぜ地域手当6%なのか、摂津が。小野さん、意味がわからないねと、こうよく言われます。これは、私は市の格にかかわるものだというふうに思います。

それで、守口と門真が15%であると。 大阪市と守口、門真が15%なんだと。 なぜ、その守口と門真が、非常に財政危 機の中で15%なのかということを思い ます。

そのときに、市長とよく話しますのは、 ただ、問題は、きのうの民生常任委員会 でも議論あるんですが、2007年4月 時点での1人当たりの課税所得を見ます と、これは摂津が38位になっていると いうふうに思います。それで、これが府 下のナンバー1からナンバー5まで、北 摂が占めておりまして、箕面、吹田、豊 中、池田、豊能町が、1・2・3・4・ 5を、課税所得で占めると。それで、能 勢が、農業地帯にもかかわらず、能勢が 35位であると。摂津が38位であると。 北摂では、もう断トツに、市民1人当たりは低い。にもかかわらず、となれば、 いつも言われる法人によるところの部分 でカバーしているということは、もうこれ間違いないわけであります。

ただ、ことしの市政運営の基本方針で も出てましたけれども、市内企業、マッ クスが4,008社あったやつが、20 年度では3,700社だと。これ、民生 常任委員会で議論になりました。そのう ちで従業員20人未満が、摂津は3,3 00社ですから、何と80から90%ま でが、その事業者だと。ここに、摂津の 非常に特異的な点があると。そのことを、 市長が非常に、じかに感じているがゆえ に、職員の給与を守っていかなきゃなら ない責務があるんだけれども、その辺の ところも、よくよく見なきゃならない、 そういった意味で、議会の議論も真摯に 聞かなきゃならないというのは、市長の 思いでありまして、このところについて は、市長と私の考え方は、そう差がある というふうには考えておりません。

今後、市の給与水準をどう見ているのか。職能給なり、これから何を解決していくのか、その方向性いうことなんですが、私が一番、今、注目しているのは、この前、北摂7市3町の副市長会をやりました。そのときに大阪府の市町村課長を招きました。

一番私が危惧しておるのは、これからの大阪府下の給与問題は、総務省はどう見ておるんだろうかということであります。それは、いわゆる、私も単純労務職でなくて技能労務職だと思いますが、技能労務職の給料表問題が横たわっております。いわゆる行政職一表であります。

これは私だけではございません。府下 43市、すべてが、たしか千早赤阪は行 政職二表やったかわかりませんが、すべてが行政職一表に統合しておるということなんですね。そうすると、これは昇給標準曲線が全く違う中身になる。これはもうご存じのとおりであります。

それで、もう一つ私が注目するのは、この、今、質問を受けまして、手持ち資料で見てみましたら、いわゆる技能労務職、行政職二表を適用すべき者が、平成16年は府下で7,360人おりましたと出ております、集計しましたら。平成21年に4,850名に減ってますから、何と3分の1減ったということですね。

ところが、摂津は、現在は24%減、196件の150名でありますから、府下よりもおくれておるということなんです。

それで、府下の100人以上、16年から平成21年に減らした市が、7市あります。例えば、守口は410名が今は183名に落ちました。東大阪は、228名おった技能労務職が、58名まで落としました。これ、何がといいますと、多分、私は、職種がえ試験だと思います。

いわゆる技能労務職におって、その水準に達しているものは、職種がえして一般行政職になる。そして、技能労務職を不補充にする。一般行政職の退職者は、のを減らしていくというのが、もう端的に出ておりまして、この7市だけで、守口、枚方、寝屋川、大東、羽曳野、東大阪、門真、これが100人以上、16年の比率で減らしますが、2,350名が1,200名まで減らしてますので、半分比率で減らしますが、2,350名が1,20名まで減らしてますので、半分比下になったということなんですね、技能労務職。だから、この問題をどう考えるかが、私は一番の大きな課題になると思います。

それで、この2月3日に副市長会へ行っ

た時に、私、質問したのは、例えば総務 省が見ておるのは、行政職二表に戻すこ とを指導するのか。例えばの話ですが、 極端な例、技能労務職をゼロにするとい う方向を市が出したとすれば、それは総 務省がいうところの給与水準に当たらな いかどうかという質問もいたしました。

これは明快な答えは出ませんでしたが、 私は2つあると思います。その行政職二 表の職員をいかに、優秀な職員がおるならば、それを職種がえするということは、 私どもが気がつく以前に、府下がどんどんこの5年間進めてきておることは、これはきっちりと踏まえて、そういう方向を目指して、行政職二表の職員をできるだけ優秀なものは一般行政職にした上で、いわゆる委託なり、廃止なりにすべき、これが一番大きな、私は1つの観点になるというふうに思っております。

それで、地域手当の問題は、今、申し上げたように、私が言っておるのは、この前、12月ですか、自治労中央本部と大阪府本部が見えました。そのときに、なぜ摂津はこういうことになるのかと。

厚労省のやる統計調査ですから、開示すべきであると。私はこれ、戻せとは言ってないと。なぜこういうことになるのかということを、どこの事業所をやったのかということを開示してほしいと。そのときに中央本部がこういいました。小野さん、それはもう心配しなくても、人事院がもうじきなくなるよと。その上で、市で決定権を持つと言われたんですね。私、そのとき感じたのは、それであれば、89%が中小企業、従業員20人以下。その基準はどこに持っていったときに、摂津の給与水準がどこへ行くんかなと。不安を持ったとこはあります。

いずれにしても、そういうことの中で、大阪府にもそのことを求めましたが、明

確な答えはありませんでした。厚労省も 調査表はもうないいうてるよと、いうよ うなことがありました。そういうことで、 私どもは、北野参事もいいましたように、 総務部長もいいましたように、まず、3 5億円、主要基金の40億円、目標70 億円ということをいいました。私もそう と思います。その辺を目標にしながら、 給料表構造の職能給問題は、行政職二表 問題に尽きると、私は思います、まずは。

だから、その辺のことを十分、一遍議論しながら、一定の整理をしたいなと。 また、議会とも議論させていただきたいと。

これだけではございません。市有財産の売却問題も、当然、頭に入れておかないと、総務部長がいいましたように、これが消えるわけではない。なれば、タイムリーな売却というのも、もう22年度の中で、具体的に、ある程度、土地は売らなくても済めばいいんですが、それだけでは、なかなかいきませんので、具体的には、本会議で申し上げたような中りも含めて、市有財産の売却、非常に悪いですけれども、今の状況が。そのことも一遍、頭に入れながら、トータル的に一遍考えてみたいなというふうに考えております。

それから、もう一つ、補助金問題を言われたんですけれども、私は、以前の第1次、第2次、第3次行革でご存じのように、一律的にカットさせてまいりました。これはもう仕方なかったなと、みんな説明責任をするためには。

ただ、今度の場合は、補助金問題ひとつにしても、国際交流協会、所管違いますけど、もう今は大赤字になっております、単年度では。これらの問題も含めながら、もう少し、補助金も収支の中身を取って、事業計画も取って、これを取っ

た上で、もう一遍、議論せなあかんなと いうように思います。

一律的にカットするのが一番楽で、楽といいますか、みんなに協力してもらえるんですが、そうではなくて、いま一度、収支、事業計画、歳入歳出もとった上で、やってまいりたいと。これは4月23、26、28、30日に、22年度重点課題の会議をもちます。部長会で、このことを指示いたしたいと思います。そういうことをもってきた上で、一度、このことをもう少し細かく精査をしてみたいと。もちろん行革もそうでございますが、つけ加えて答弁申し上げたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 財政運営並びに、土地 開発公社の健全化について、奥村部長か らご答弁いただきました。

特に、土地開発公社につきましては、 先ほど、ご答弁いただきましたように、 平成4年に、その95億円の簿価が生じ、 それこそ塩漬けの土地がずっとあった中 で、ここまで改善していただいたいうの は、本当に評価に値するというふうに思 います。

その中で、今、部長がご答弁で言われてましたように、今の土地開発公社の準備金、それから市からの補給金を入れると、千里丘の部分だけ残って、ほかの別府公園、並びに千里丘三島線というのは、今後の計画でございますが、ぜひ、今、部長が答弁された部分を、今度、後継者の皆さん方、守っていただきながら、何せ土地開発公社の健全化というのは、補給金が2,500万円といえども、やっぱり10年たつと2億5,000万円というふうに見なければ、これからの第4次行革も進まないというふうに思います。そういった面では、本当に土地開発公社

の改善については、ご尽力いただきましたことを心から感謝申し上げたいという ふうに思います。

それと、財政運営につきましても、るるご答弁いただきました。副市長並びに部長からご答弁いただいた中で、やはり摂津市を赤字再建団体にならさないためにも、第4次行革というのは、それこそ市一丸となって取り組まなければならないと。その取り組む姿勢に対して、僕は目標数値を、やっぱり出すべきだというのは、いささかも変わりはございません。

だから、今、第4次行革を提示されていますが、ぜひ早い時期に、ただ数値はひとり歩きしないという、絶対条件のもとで、社会情勢の変化の中で、見直しをするという前提の中ででも、数値を明らかにしていただければ、議会としても、それを受けながら、我々として、何をなすべきかいうのも、また見えてくるだろうというように思います。

先ほど、奥村部長から、いみじくも、 その船の話が出ましたけれども、本当に 行政いうのは、大きな川の流れを急に変 えると、やっぱり濁流にもなってきます。

そういった中で、中長期を見えた中で、 行財政運営をしなければならないいうのは、これは同感でございます。だから、 そういった面では、これまで、平成17年、18年、19年を乗り越えてきたその経験をもとに、この22年度をスタートとしながら、やっぱり我々も努力しなければならないというように思っておりますので、今後、そういった部分では、中期財政見通し、改めてそういう部分を出していただくことを要望しておきたいというふうに思います。

人事につきましては、市長と副市長の 視点は一致しているということで、私の 方は了解いたしますけれども、ただ、今 の現業職であります技能労務職、それと 一般行政職の給料の逆転現象、それから 給与に対しては、大幅な逆転現象。

これは、2月1日付の平均を出されて ますけども、年間の平均額を見ても、そ ういう今、数値になっております。その 7級8級9級になりますと、これはもう 管理職手当がつく中で、そこで逆転現象 がするときに、市長が言われる元気・や る気、今度は勇気も入ってくる中で、私 は、今こそ、その人事院がなくなる中で、 これからの給与体系いうのは、見直す絶 好のタイミングだなと。いつも言われて ますような、勤勉手当の中に、やはり職 能給も入れながら、もう一度、いいます けど、昔の地方行政の給料いうのは、言 葉選ばないけませんけれども、仕事がで きる人、できない人でも、給料は平均、 これが平等の世界でした。

しかしながら、民間も含めて、今、求められているのは、仕事ができる人、それなりの人については、そこに区別もしましょうというのが、時代の趨勢でございます。だから、1級から9級を、ただ職階制度をつけているだけでなしに、そこには給与幅も設けていただく。その中でやる気を出していただくというような体系づくりも、ぜひお願い申し上げて、私の質問は終わります。

○野口博委員長 三好委員の質問は終わりました。

続いて、川端委員。

○川端福江委員 それでは、私の方から、 2点ほど質問をさせていただきたいと思 います。

その2点が2点とも、重複をしておりまして、今、三好委員の方からありましたけれども。1点は、要望にとどめさせていただきたいと思います。

予算書の75、自動車借上料の分であ

ります。これは、私も本当に、同じ考えで、車両の一括の管理をしてはどうかということで、平成20年の第2回の折にも、カーシェアリングということで、一般質問の折にさせていただいております。

もう、そのときの答弁も、今後ともそういった方向も含めて、効率的な公用車の管理について、検討してまいりたいということでありましたけれども。長きにわたって検討に検討を重ねられていると思いますけれども、ぜひ、前向きな検討をお願いしたいと思います。

これ、もうお読みになられた方がいらっしゃるかもわかりませんけれども、この間、一般紙に、これはもう去年ですね。 11月30日に、箕面市の公用車が、市民とのシェアということで、このカーシェアリングを、ここは23台あるということで、5年かけてカーシェアリングを導入していくということで、年間130万円の削減を見込んでいるという、詳しく書いてありました。

私も、これはもう古い、去年のことですので、インターネットで調べても同じような形で、箕面市の市役所と市民のカーシェアリングを実現ということでありましたので、こういったことも、ご存じやと思いますけれども、本当に今、時代の趨勢といいますか、先般の部長会の内容を見させていただきましても、本当、第4次行財政改革をしていくと。

このままでは、あと数年後には赤字団体にという、そういったことも、総務次長ですか、お話の中にもありましたし、それは、私らでも同じ、共有する部分でありますので、本当に、今まで、もうしゃくし定規とはいいませんけれども、こうなのだではなくして、やはり柔軟な頭で、本当に今、一番効率的な運営は何なのかということも考えていただいて、ぜひ、

またこのカーシェアリングの方もご検討いただけたらと思いますので、これは要望とさせていただきます。

もう1点が、予算書の78の男女共同参画センターに関連してのことなんですけれども。私、代表質問でさせていただいておりますが、今は、今回は、違った観点で、お話させていただきたい、ご提案させていただきたいと思います

今、男女共同参画を進めていく上におきましても、私も本当に大きなことでありましたけれども、その代表質問でも、男女共同参画宣言都市という、それぐらいの思いで、それこそしていただいてはどうかというようなことも、申し述べさせていただいたんですけれども。今回は、その事業所のご協力なんですよ。

例えば、5人以上の正規の従業員がいらっしゃるところで、その入札とか、そういう参加資格審査のときの申請書に、この男女共同参画推進状況のアンケートを出していただいて、ご記入をしていただくと。ご協力をいただくということなんですよ。

そういったことは、まだまだ条例もできておりませんし、さまざまな、いろんなことで、今、検討の段階であるとは思いますけれども、そういったことを、私も思いますけれども、できだと、私も思いますし、また、進めていくべきだと思いますので、そういった方向性が、もしか考えておられる、まだまだ考えておられないと思いますけれども、そういった観点について、ご答弁をいただけたらと思いれて、ご答弁をいただけたらと思いれて、ご答弁をいただけたらと思いれたします。

○野口博委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 川端委員の方から は、本会議におきましても、男女共同参 画施策を推進する上で、条例の設置、も しくは都市宣言等の必要性について、ご 意見をちょうだいしているところでござ います。私どもも、今、ようやく男女共 同参画計画の方を、具体的な目標を、各 基本課題ごとに設定し、それらの進行管 理を行うことで、おくればせながら、前 に向いて進もうとさせていただいている ところでございます。

事業所へのご協力という点につきまし ては、なかなか、私ども女性政策課の方 でアプローチをかけにくい部分ではござ います。事業所の実態をつかむというこ とでは、産業振興課の方もご尽力をされ ておりまして、市内事業所に対しまして、 アンケート調査をし、実態の把握をされ ておりまして、その中に男女共同参画の 視点を盛り込んだ項目も入れていただい ております。そういった調査分析が、ま だできておりませんので、そういったも のも参考にさせていただきながら、今後、 どういった取り組みができるかというこ とにつきまして、関係所管ともご協議を しながら、検討してまいりたいというふ うに思いますので、よろしくお願いいた します。

○野口博委員長 川端委員。

○川端福江委員 これはまた確認になると思いますけれども、ぜひまた、そういったご努力の方、お願いしたいと思いますが。もう、男女がともに、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮して、家庭、または職場、学校、また地域、そのほかの社会のあらゆる分野の活動に、対等に参画をするという、また責任を分かち合う、男女共同参画社会の、一日も早い実現を、さらにさらに進めていただくようにお願いをし、また要望とさせていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○野口博委員長 以上で、質疑を終わり

ます。

暫時休憩します。

(午後1時45分 休憩) (午後1時47分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第36号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ある方、よろしくお願いをいたします。

森内委員。

○森内一蔵委員 この36号については、 補足説明を省略されておるんですけれど も、非常にわかりづらい条例文でありま して。まず、本市の店舗ということで、 個室型店舗に該当する店舗は、本市にお いてどれくらいを見込んでおられるのか。 現時点であるのかどうかですね。

それから、附則の経過措置ということでありますけれども、これは、来年の3月31日までということになってきますと、現在、新築、増築、改築、移転、修繕、もしくは模様がえというような店舗があるのかどうかということで、この附則の2というのを設けられた経緯ですね。

それと、37条の3ですが、該当個室、個室ということで、そこの避難路の扉の、大きさはどういうものなのか。例えば、開いたときに避難路をふさぐようなことがあってはいけないということで、自動開閉の金具をつけなければならないということなんですけれども、それの形態はどういうふうになっておるのかということですね。

それと、もし事故があって、その扉を あけたときに、避難路の有効幅員という ことで、有効幅員というのは、これ建築 基準法上のどれぐらいの幅員をいってお られるのか。

それと、また、避難上、支障があった

場合、支障がなければ、その限りではないということなんですけれども、この辺のところ、説明いただけませんでしょうか。

- ○野口博委員長 森課長。
- ○森予防課長 今の質問について、ご答 弁させていただきます。

まず、本市におきましては、この個室型店舗に該当するものは、現在のところ2件ございます。しかしながら、この2件とも、外開きの扉ではありませんので、今回の改正には該当いたしておりません。現在、増改築等につきましても、こういった店舗はございません。

それから、扉の外開きなのですが、この外開きしたときに、避難の障害となるというところで、外開きをしないような構造とすることとなっております。

それと、外開きにした場合、開放した場合ですが、この場合に、その外開き扉と壁との間ですね。ですから、有効幅員が60センチ以上であれば、これは該当しないということで、有効に避難ができるというところで、該当しておりません。

扉の大きさについては、別に規定されておりません。外開きというところで、あくまでもどういった形態というものではなくて、あくまでも廊下をふさぐような形でなければ、それでいいということになっております。

経過措置につきましては、これは北摂 7市等で調整した結果、どの市において も、経過措置を設けるというところで、 こちらも、摂津市に対しましても、経過 措置を設けたものでございます。

- ○野口博委員長 森内委員。
- ○森内一蔵委員 有効幅員いうのは、避難のときは60センチやけども、建築基準法上で定められた有効幅員って、安全と認められる復員ですね。

- ○野口博委員長 森課長。
- ○森予防課長 今、森内委員のおっしゃっておられた60センチというものは、あくまでも火災予防条例の方で、劇場等の有効幅員というところで60センチとさせておいていただいております。
- ○野口博委員長 森内委員。
- ○森内一蔵委員 現在、2件しか該当する店舗は、本市にはないということですので、はっきりいえば、この経過措置というのは、要らないものだと思うんですけれども。他市にあわせということですけれども。

本来なれば、現状にある場合でしたら、 1年間の経過措置があるんですけれども、 4月から適用すれば、新築等、改造され る場合には、本市が指導すればいいとい うことで、これは、はっきり言って、今 のところ該当がなければ、要らない条文 ではないかなとは、経過措置というのは 要らないと思うんですけど。その辺のと ころ、また聞かせていただけたら。

それから、今現在、この2件ある対象物件については、内開きということですね。その内開きということは、今まで、事故があったのは、内開きのところに荷物を置いて、外へ出られなかったということで、外へ開いて、自動的、例えば開きっ放しで、障害物があって、避難が困難な場合に、事故を誘発するということで、外開きということになんです。

この内開きというのを、本来は指導せないかんのですよ。内に開くいうことは、そこに、あるカラオケボックスなどが、ビールの空きケースでしたかな、置いてて、内側へ開かなかったから、外へ出られなかったと。開かなかったからいうことで、この人、起訴になったんです。その辺のところは、きちっと説明をしないと、この内開きの2店舗については、ど

ういうふうな対策をされるのか。

それと、もう一つは、建築基準法上では、いろいろな、建物の大きなによってあるんですけれども、しかし、先ほど、有効幅員が60センチあればということなんですけれども、しかし、その形態によって、いろいろ違うと思うので、その他、避難に支障がないということで認められる場合は、どういうふうな立入調査をされていかれるのか、その辺のところ、現状も含めてお答えいただけたらと思います。

○野口博委員長 森課長。

○森予防課長 おっしゃるとおり、内に 開いて物があって、物を置いて、例えば 閉まらないような状態にしてしまってい るという場合も、そういった場合には、 立入検査を実施いたしまして、常にこう いったところの内開きについては、自動 閉鎖措置になるようにという指導はさせ ていくつもりではございます。 たりというようなところのないように、 指導していくつもりではございます。

建築基準法上、この60センチというのも、たしかあったと、今、思っておりますが、消防法上では、60センチというのは規定されております。建築基準法上も、たしか60センチだったと記憶しております。この辺、再度、こちらの方で確認させていただきたいと思います。

経過措置については、北摂の方で、これを調整させていただいて、やらせていたださましたので、今、ここでこれを撤回することもできませんので、ご了承お願いします。

- ○野口博委員長 森内委員。
- ○森内一蔵委員 経過措置については、 そらいいと思うんですけれども、もう少 し、本市の場合に適用できるのかどうか

ということだけ。これ、1年間ですから、 その間になければいいですけど、今現在 やっているということで、これ、経過措 置いうのは、1年間とるわけですわ。

ところが、なかった場合には、そのときから適用して、安全であるということを確認できる状況で、この条例が適用するんであれば、4月1日からでいいと。その辺のところ、もうちょっと勉強してください。

それと、このカラオケボックス等で事故があるいうのは、外へ開いて、その開きっ放しで閉まらなかったということで、自動に閉まるというのをこれ、示唆しているんです。ところが、内側に開く物件に対しては、これはどうなるのか。内側に開くときに、逃げるとき、内側に開くのに、障害物があった場合に、逃げられないということで、外へ開きなさいよと。外へ開いたものを、逃げるときに、また障害になってはいけないので、一たん、元に戻しなさいよというのが、僕は趣旨だと思うんですけれども、その辺のところ、説明お願いできませんかな。

○野口博委員長 森課長。

○森予防課長 これにつきましては、全国消防協会の予防委員会の方で検討された結果、この契機となりました個室ビデオ店等の火災の際に、この外開きにして放置した状態でされたために、避難通路として障害になり、避難できなかったというところから、外開き戸に対してどうするかという小委員会での検討結果を踏まえまして、条例改正に至ったような次第でございます。

○野口博委員長 森内委員。

○森内一蔵委員 そしたら、内開き戸の 方が、私は危ないと思うんですけれども、 その辺のところ、消防の方は、優秀な人 材がそろって、全国でやっとる割には、 これがおろそかだと思うんですけれども、 その辺のところの、本市としての対応と。 例えば、これ、今2件ある対象店舗が、 内開きということなんですよ。それが、 内側へきちっと開くかです。その辺のと ころ、きちっとやらないと、条例の1つ の漏れているケースだと思うんですけれ ども。その辺だけ、答えにくいでしょう、 答えてもらって、もう質問はやめときま す。

○野口博委員長 そしたら、補足答弁で、 石田消防長。

○石田消防長 内開きにつきましては、個室の中ですので、普通、考えるのは、自分の持ち込んだ荷物ということで、避難する場合は、外開きの方がやりやすい。言われるとおり、中に荷物を置かれたら、開かないというのは、避難される方ですので、その荷物を、自分の荷物が普通だと思うんです。店舗等の荷物はあり得ないと思うんです。個室ですので。

あくまでも課長が答弁しているとおり、 外ばっかり開きっ放しになったときに、 通路としての役に立たないということで、 今回は外開きにされたということで、消 防としては、そういうふうに解しており ます。

○野口博委員長 森内委員の質疑を終わります。

ほかにありますか。

三宅委員。

○三宅秀明委員 今の、若干その議論を 踏まえてなんですけれども。今回、個室 型店舗の避難管理という名目であるんで すが、この個室というものの定義を、そ もそもどのようにとらえておられるのか というのをお伺いしたいと思います。

○野口博委員長 森課長。

○森予防課長 あくまでも、これについては、個室いう定義というのは、明確に

はされておりません。ただ、我々消防職員として、予防として、立入検査等を実施した折に、個室とされるのは、例えば、 天井までの間仕切り、そして出入り口が設けられており、各部屋の仕切りというものが完全にされているものについて、個室と判断しております。ですから、出入り口等があって、各間仕切りが天井まである場合についてのみ、個室と判断させていただいております。

- ○野口博委員長 三宅委員。
- ○三宅秀明委員 そういう個室の認識であるということなんですが、今回、この条例の制定の、もともとの要因は、ビデオ店の火災であったかと思います。

せんだっては、グループホームの火災 もあったんですが、その個室というもの に対して、明確な定義がないとなると、 さっきの森内委員のご質問にもあったん ですが、扉の開き方の問題であるとか、 家具の配置とかにかかわってこようかと 思うんですね。というのは、今回、カラ オケボックスやその他、遊興のためのと なっておるんですが、現在、例えば個室 の居酒屋であるとか、そういった店舗も ふえておりますので、一定、そういった 整理をつけておかないと、実際に指導に 行かれる際でも、さっきのお話にもつな がるかと思うんですが、お互いの解釈の 違いが起こって、うちはちゃんとやって ますと。

査察にいらっしゃった場合で、いや、ちゃいますがなというふうになっても、解釈の違いが根底にあってしまっては、結局、いつまでたっても平行線で、それを1つずつ、1件ずつ回っていっては、それこそ、昨日の新聞に尼崎の消防の方のお話が載ってたんですが、スーパー長崎屋の火災を経験されたと。事が起こってから、あたるというのは、防災ではな

いと。起こったことから、何を学んで対策をするかが、真の防災であるというふうにおっしゃってました。

そういった観点から、この条例に関して、さっきの個室の定義も含めてなんですけれども、もっと整理が必要なんじゃないかなと。先ほどの森内委員とのご答弁でも、若干すれ違った感じもありましたし。その点、これはもうご答弁いただけるならで結構なんですが、認識をお伺いしたいと思います。

- ○野口博委員長 消防長。
- ○石田消防長 当市だけで、これ問題として定義できませんので、今後、大阪府下消防長会なり、全国消防長会に、こういう問題もあるのではないかということで、諮っていただくように努力してまいりますので、その辺、よろしくお願いしておきます。
- ○野口博委員長 三宅委員。
- ○三宅秀明委員 それはよろしくお願い します。

やはり、大阪府道沿いに雑居ビルがありまして、そこにはスナックがいろいると入居しておられるところもあります。それこそ、市内、摂津市、大きくないところですけれども、店舗形態として、いろなところがありますので、そういった、つぶさに理解された上で、1つの定義づけをされた上で、こうした防災対策に当たっていただきたいという思いがあります。その点を重々にご理解いただいて、運用に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○野口博委員長 ほかに質疑ありますか。 三好委員。
- ○三好義治委員 今の質疑を通じながら、個室いう定義が、今、森課長からの定義で、扉があり、天井があり、間仕切りがされるという定義の中で、今、カラオケ

ボックス並びに個室喫茶等がいわれているんですけど、こういった条例制定をして、この管理をやっていく上で、僕はもうちょっと、幅広く見ていく必要があると僕は思うんですよね。

その中で、この個室ということの定義 というのが、上位法令並びに大阪府で決 められるという、消防長のご答弁で、ま た相談をするというご答弁いただいたん ですが、今やらなければならないのは、 やはり保全ということでいうならば、もっ と幅広く見ていくべきではないんかなと。

対岸の火事ではないということの中で、 私は、その個室いうんやったら、今、三 宅委員がいうたように、雑居ビルの、ス ナックビルいうのは、まさに非常出口い うのは通路面に面しているだけであって、 それぞれ扉で個室化されているスナック ビルが結構多いんですよね。じゃあ、こ ういったところは、この条例を適用でき ないのか。そういったところは、今の条 例の範囲では、どういった条例でもって、 火災予防条例はありますけども、そうい うところが、本来の視点違うんかなとい うように思うんですよ。

だから、市内に2か所というのは、私は、それには当てはまらない、それ以上にあると思うんですけれどもね。だから、その辺はどういうふうにお考えなのか、お聞かせいただきたいというように思います。だから、個室というのは、平米数で区切られてくるのか。だから、今いうてる、扉があり、天井があり、囲いがあって、1つの部屋になっているんやったら、10平米でも個室やし、40平米でも個室なんや。その辺の定義を、多分、三宅委員も聞いとったと思うんですよね。私も改めてお聞かせいただきたいと思います。

○野口博委員長 森課長。

○森予防課長 先ほどご答弁させていただきましたように、これについては、全国の消防長会の方で、こういった条例改正についての指針というようなものが発出されまして、それをもとに、今回、条例改正というところでさせていただきましたが、今、委員がおっしゃっておられるように、個室に関する定義というものがなされておりません。何平米未満は該当しないとか、収容人員が何人以上であるとか、そういったものについては、定義されておりません。

今回につきましては、消防法施行例別表第1の2項二に該当する個室に分類される防火対象物のみ適用されるというところで、先ほどからおっしゃっておられるような飲食店等に関しまして、該当するというところではございませんので、あくまでもこの摂津市火災予防条例施行規則の中で改正させていただいておりますものについてのみの適用と、今回はなっております。

○野口博委員長 それは消防長がいった ように、きちっとそういうご意見をあげ てもらって、全体的な論議を深めていた だくということで要請しておきます。

ほかに質疑ありますか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時10分 休憩) (午後2時12分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第5号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、 質疑に入ります。

質疑ありますか。

質疑なしと認め、質疑を終わります。 暫時休憩します。

(午後2時13分 休憩)

(午後2時14分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第29号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三宅委員。

○三宅秀明委員 今回、50日という期限が設定されておるようですけれども、これまでのスケジュールと、これが実際に設定された後のスケジュールで、大きな違いが出てくるのかについて、お伺いをしたいと思います。

- ○野口博委員長 野村課長。
- ○野村納税課長 督促状の発行の期限で ございますが、過日の本会議で総務部長 からも提案説明させていただいたとおり、 今の実務上、約50日ぐらいかかってお るというものを、今回、条例で明記させ ていただいたということですので、改正 前と、後で何ら変わりはございません。 ○野口博委員長 三宅委員。
- ○三宅秀明委員 確かに提案説明等で、いろいろ一定のご説明いただいてはおったんですが、やはり、これからの事務事業とかの、権限委譲ですとか、電子化等もありましたので、それとあと、銀行とかとのやりとりもあろうと思いますので、その辺を踏まえて、何らかの日程的な変更があるのかなと思ってお伺いをしました。

それがなければ、別に、引き続き適切な運営をしていただきたいということなんですが。 その点はもう、大丈夫と思ってよろしいんでしょうか。

- ○野口博委員長 総務部長。
- ○奥村総務部長 それでは、私の方から 答弁させていただきます。

地方税法には、市町村民税に係る督促 という条項がございます。329条のと ころに、納期限後20日以内に督促状を 発しなければならないという項目があります。同条の第3項のところに、特別の事情がある市町村においては、市町村の条例で、第1項に規定する期間、いわゆる20日以内の期間と異なる期間を定めることができるという項目があります。

同じような趣旨で、固定資産税に係る 督促の分も、371条にありまして、2 0日以内に督促状を発しなければならな い。特別の事情ある場合については、条 例で定めることができるという項目があ ります。

従前から、市税条例の分については、 この督促状の期間を、実際、定めており ませんでした。そういう意味から、条例 に瑕疵があるということで、今回、督促 状の期限を50日ということで定めさせ ていただきました。この50日というの は、実態と、先ほどいいましたように、 実態と何も変わりなしに、いわゆる督促 状を発する期間ができる日数、これは5 0日として見ております。といいますの は、実際に納税されましても、いわゆる 銀行から会計の方に、あるいは会計の方 から収入の消し込み等々に、やはり20 日では絶対無理ですので、50日であれ ば、確実に納税状況を把握できて、それ から督促状も発する期間が50日という ことであれば、安全ということでこうい う期間を設定させていただきました。

- ○野口博委員長 三宅委員。
- ○三宅秀明委員 わかりました。

非常に、再々確認みたいな話で恐縮なんですけれども、1つの期限を切るというのは、非常に重要やと思うんです。

ただ、例えばスポーツの世界で、いい記録を出そうと思ったら、ゴールを目標とするんではなくて、ゴールした後に、例えばどういうガッツポーズをするかという理論があるそうなんです。それを踏

まえて考えると、その50日というところに、これまではそれぐらいでいけるやろうというふうな流れできてたとして、今回も日付を決めるとなったら、もうそれは厳守をしなければならないということでありますので、そういった、これから事務事業もふえてくると思うんですが、この条例が適切に運用されるように要望して、質問を終わります。

- ○野口博委員長 ほかにございませんか。 村上委員。
- ○村上英明委員 1点だけ確認をさせて いただきたいんですけれども。

この本会議におきまして、報償金を廃止するという中におきまして、おおむね当初の目的を達成させたというようなご説明もあったかと思いますけれども、その辺の考え方を、再度、お尋ねをしたいと思います。

それと、確認なんですけれども、この 附則の中で、この条例は23年4月1日 からということになってますから、この 報償金が23年からという、その1点だ け確認だけさせていただきたいなと思い ます。

- ○野口博委員長 野村課長。
- ○野村納税課長 それでは、先ほどご質問がございました当初の目的が達成されたという中身でございますけれども、この前納報奨金の制度につきましては、古い話になりますが、昭和25年に地方税法が制定されたときに、納税者の納税意識を高め、自主納税を促進することであったり、都市基盤の確実な整備等々に必要な財源ということで、税収の早期確保などが、その目的として創設された制度であり、今日においては、その自主納税云々というところに関しましては、市税の公金収入を取り扱う金融機関もふえたこともありますし、行政の、財政運営として

も、計画的な運営がされてきているという中で、当初の目的はほぼ達成されたのではないかというとこが、そういう判断になります。

そして、2点目の施行期日ですが、2 3年からということでございますので、 ご質問にもございましたとおり、この報 奨金の廃止については、平成23年度か らということでございますので、22年 度については、これまでどおり報奨金は あるということでご理解いただきたいと 思います。

- ○野口博委員長 村上委員。
- ○村上英明委員 この地方税法、25年からということで、それからこの制度があるということなんですけれども。先ほどの委員会の中でも、徴収率云々のお話もございました。そういう中で、この徴収率、下がらないいうんですか、自主納付もしていただくような、意識改革というんですか、そういう面も含めて、今後、しっかりとした税制運営で取り組んでいただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○野口博委員長 以上で、質疑終わりま す。

暫時休憩します。

(午後2時21分 休憩) (午後2時27分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第21号についての審査を行います。

最初に、補足説明を求めます。 羽原市長公室長。

○羽原市長公室長 議案第21号、摂津市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例制定の件につきまして、補足説明をさせていただきます。

なお、議案参考資料、条例関係その1 の1ページから2ページにかけて、条例 施行規則案を掲載しておりますので、あ わせてご参照いただきますよう、お願い を申し上げます。

本条例は、指定管理者に公の施設の管理を行わせるに当たり、地方自治法の規定により、条例で定めることとされている指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲、その他必要な事項の4項目のうち、指定管理者の指定の手続等に関する諸規定を、各公の施設の設置条例から分離し、新たに通則分離型条例として制定するものでございます。

それでは、条を追って条文の内容をご 説明申し上げます。

まず、第1条は、この条例の趣旨を規定したもので、地方自治法第244条の2第4項の規定に基づき、指定の手続等に関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、指定の申請手続に関する規定で、指定管理者の指定を受けようとするものは、その申請に際して規則で定める申請書のほか、当該公の施設の事業計画書その他市長が特に必要なものとして、施行規則第2条第2項に定める書類の提出義務を規定したものでございます。

第3条は、まず、第1項で指定管理者 を選定するための審査基準を定めるとと もに、指定をするに当たっては、議会の 議決を経なければならない旨を規定して おります。第2項では、指定管理者を指 定した場合の告示義務について、規定を しており、その告示事項につきましては、 施行規則第4条に定めているところでご ざいます。

第4条は、指定管理者の指定を受けた 団体の市との協定締結義務について、規 定したものでございます。

第5条は、指定管理者の事業報告書の

作成及び提出義務について定めたもので、 第1号から第4号に掲げる事業報告書を、 毎年度終了後60日以内に、指定を取り 消された場合にはその日から30日以内 に、市長に提出しなければならない旨、 定めたものでございます。

第6条は、公の施設の適正な管理のため、業務及び経理の状況につき、定期、または臨時に報告を求め、実施調査し、または必要な指示をすることができる旨、定めたものでございます。

第7条は、指定の取り消し等についての規定で、第1項では、指定管理者が施設の管理を継続することができない場合に、指定の取り消し、または管理業務の停止を命ずることができる旨、定めております。第2項では、第1項の規定により、指定の取り消し、または業務停止を命じた場合において、指定管理者に損害が生じても、市は賠償しない旨、定めております。第3項では、指定の取り消し、または業務停止を命じた場合の市の告示義務について、定めております。

第8条では、指定の期間が満了したとき、または指定の取り消し、もしくは管理業務の停止を命じられた場合における指定管理者の施設整備の原状回復義務について定めております。

第9条は、指定管理者の故意または過失により、当該施設の施設設備を損壊、 または滅失した場合の指定管理者の損害 賠償義務について、規定したものでございます。

第10条は、指定管理者または業務に 従事しているものが、施設の管理上知り 得た秘密を漏えいし、または自己の利益 のために利用することを禁止するととも に、指定期間の満了後、もしくは指定の 取り消し後、または従事者がその職務を 退いた後も、同様に秘密保持義務を負う ことを規定したものでございます。

第11条は、本条例を教育委員会所管の施設に適用するに当たり、本条例中「市長」とあるのを「教育委員会」と、「規則」とあるのを「教育委員会規則」との読みかえ規定でございます。

第12条は、この条例の施行に関し必要な事項については、規則に委任する旨、 規定をしております。

次に、附則でございますが、第1項は、 施行期日の規定で、この条例は公付の日 から施行をいたします。

第2項から第19項までは、摂津市青 少年運動広場ほか17の公の施設の設置 条例を改正しておりますが、その内容及 び本条例との関係等について、ご説明を させていただきます。

今回の改正の主なものは、各施設の設置条例から、指定管理者の指定の手続に関する規定を削り、それに伴う一部条文の整備を行うものでございますが、まず、改正前の各設置条例から削り、本条例に移行した条項について、ご説明を申し上げます。

1点目としまして、指定管理者の指定 の申請の規定を、本条例第2条に移行さ せました。

2点目は、指定管理者の指定の規定を、 本条例第3条に移行させております。

3点目としましては、事業報告書の提出の規定を、本条例第5条に移行させるとともに、表題を「事業報告書の作成及び提出」といたしております。

4点目は、事業報告の聴取の規定を、 本条例第6条に移行させております。

5点目は、指定の取り消し等の規定を、 本条例第7条に移行させております。

6点目は、原状回復義務の規定を、本 条例第8条に移行させております。

7点目は、損害賠償義務の規定を、本

条例第9条に移行させております。

8点目は、秘密保持義務の規定を、本 条例第10条に移行させております。

次に、改正前の各設置条例にはなく、 本条例で新たに加えた条項でございます が、まず1点目は、協定の締結を規定し た第4条でございます。

2点目は、指定の取り消し等を規定した本条例第7条に第3項を設け、指定管理者を指定したときと同様に、指定の取り消し及び管理業務の停止を命令した場合にも、その旨を告示しなければならないとしたものでございます。

なお、指定管理者の指定の期間を規定 した条文は、改正前の各設置条例から削 り、本条例では設けておりません。改正 前の条文では指定の期間を、指定を受け た日の属する年度の翌年度の4月1日か ら起算して5年間と規定しておりました が、この規定では年度途中に新たに指定 管理者を指定する場合に対応できず、ま た本来、指定の期間は一律に定めるので はなく、その施設の性質等について精査 し、それに応じた指定期間とすることが 適切であり、地方自治法第244条の2 第6項において「指定管理者の指定をし ようとするときは、あらかじめ議会の議 決を経なければならない」とされている、 この議会の議決内容には指定の期間が含 まれますことから、改めて条例に規定を 置く必要はないと判断いたしたものでご ざいます。

以上、議案第21号、摂津市公の施設 の指定管理者の指定の手続等に関する条 例制定の件の補足説明とさせていただき ます。

- ○野口博委員長 説明が終わりました。 これから質疑に入ります。
 - 三宅委員。
- ○三宅秀明委員 今回、この公の施設の

通則を定められたということですが、実際これまでのやり方と、新しくこうしたことによる各施設におけるメリットというんですか、今、そういうのがわかればお示ししていただきたいと思います。

それとあと、議案資料の2ページの中で6条なんですけれども、「市長は」から始まりまして、中ほどに「その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を」とあるんですが、これを「又は」と設定された点についてお伺いいたします。

以上、よろしくお願いします。

- ○野口博委員長 山口課長。
- ○山口政策推進課長 まず1点目の、この条例、新規制定によりまして、各施設においてどんなメリットが生じるかということでございますけれども、各施設の設置条例におきましては、今回の新規制定によりまして、指定の手続等に関する規定はすべて削られることになります。

ですから、実際にその各施設においてのメリットは何もございません。施設のメリットはないんですが、利用者のメリットといいますか、利用者がこの条例を見られたときに、これは以前にも三好委員から一般質問いただいていたと思うんですけれども、各施設を利用したいと思うがあったは、いわゆる指定管理者の条項から、条例が始まっていまして、そういうからなことを知りたいのではなくて、いわゆる利用基準でございますとか利用料ですね、こちらの方を直に見たいというのがほとんどだと思います。

それが結局、各附則の中において、いろんな条例、18件を改正しておるんですが、その条例によっては、いろんなところに指定の手続が入っていまして非常に見にくくなっておりまして、市民がや

はり自分が知りたい情報だけにする、いわゆる実体規定のみ施設の設置条例の方に残すということによって、市民がよりわかりやすいといいますか、知りたい情報に早くたどり着けるようになるのではないかというふうに考えております。

それから2点目でございます。新条例の第6条で、経理の状況に関し定期的に報告、聴取等を行い、又は必要に応じて臨時に報告を求めるという、この「又は」でございますけれども、「又は」に対して「かつ」といういい方があるんですけれども、「又は」とあえて規定しておりますのは、何も定期に、例えば半期ごとにやるのではございませんと。

何か問題が、例えば利用者のかたから 苦情等、いわゆる管理運営に関して、い ろんな問題等を指摘されたときには、一 体どうなんだということを必要に応じて、いつでも求めるということで、それは市 の責任としまして、指定管理者を指定し た責任としまして、随時に求めることも あるというふうな意味で「又は」という 言葉を使わさせていただいております。

○野口博委員長 三宅委員。

もう一つ、「又は」に関しましても、 先ほどご説明あったように、ある意味で、 必要に応じてというふうをいつでも適用 できるということで、意味としては強い のかなというふうなとらえ方をしました ので、これも運用上、また今後の話なの で、それは状況に応じて適切な対応を取っ てくださるものと理解をしております。

やはり最近、いろんな団体に関しては、 先ほど来の議論にもあったんですけれど も、やはり事業計画と、運用ですね、こ れが非常に厳しく、今、問われてきてお るというような感覚を受けております。

先ほどの議論にもありました国際交流協会しかり、またシルバー人材センターしかり。今回、通則法としてこれが定まるに当たって、そういったものを踏まえながら選定にも当たっていかれると思うんですけれども、これは恐らく市としても適切に、これまでどおり適切に対応がなされて、内容に関してもしっかりと見ていかれるものと確信をしておりますので、その辺は引き続き、よろしくお願いしますということを申し上げて、終了いたします。

○野口博委員長 ほかにございませんか。 村上委員。

○村上英明委員 先ほど三宅委員からご 質問もありましたけれども、先ほどの補 足答弁の中で、指定管理の期間ですね、 条例からなくされたというようなことで ございます。ということで、例えばこの 団体は1年ですよとか、この団体は3年 ですよとかいう形になってくるのかなと 思うんですけれども、それが今度、来年、 再来年からスタートするのかなというふ うに思うんですけれども、例えば、この 期間をなくしたということは、ただ、こ の3月31日で指定を外しますよという ようなことも一つ言えることってどうな んでしょうかというのが1点と、今後また指定管理者制度、新しくまた2年後、またスタートすると思うんですけれども、その辺で、例えば最長これぐらい考えていますよとか、そういう期間の考え方があれば、教えていただければなと思います。

○野口博委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 この指定の期間で ございますけれども、先ほど公室長から の補足答弁にもありましたとおり、これ は議会の議決事項にもなっておりますの で、今回抜かしていただいているんです が、前の平成16年12月に出させてい ただいた指針におきましては、原則5年 とするという中で、ただし各施設の設置 条例の中では、指定をした年度の翌年度 の4月1日から起算して5年間という一 律の規定をしとったんですね。これにつ きましては、やはり先ほど村上委員が申 されました、団体ごとに変えるのではな くて、その団体に指定管理を行わせよう とする、いわゆる公の施設ですね、この 性格に着目をしなければならないと思っ とるんです。

例えば、本市には病院がございませんけれども、病院でしたら10年20年という指定期間が大いにあり、実際に実績もございます。数十年、20年というのもあります。特に福祉系でありますとか医療系については、長く指定をしている傾向が見られます。また、例えばその他ですね、非常に専門性が高い部分については、人材の育成等も含めまして、5年、6年、7年10年というのは十分考えられると思います。

その他の部分については、その施設の 性質に応じて、例えば相当競争の原理が 働くようなものであるとか、そんなもの については逆に指定の期間を短くするという例もございますので、本市において、本来、先に、今回の23年度の指定に向けて、新たな方向性を、本来、同時もしくはする以前にお示しするべきところだったんですけれども、今のところ鋭意努力して、今、その部分は作成中でございますので、今のところではその程度のことしかいえないんですけれども。

あと、前後いたしましたが、3月31日、いわゆる指定の期間をとったことによって、これは自動的にその期間が、もう5年になったら5年で切れるという意味の質問でよかったでございましょうか。

一応、今回、例えば5年ということで、 今回出ている議案でしたら、南千里丘の 分が建設常任委員会の関係で出ています けれども、9か月という指定期間になっ ております。9か月たちますと、来年の 3月31日をもって、こちらからの何ら の通告もなしに指定期間は自動的に、協 定書の中で指定期間というのは取り決め しておりますので、自動的に切れるとい うことでございます。

よく指定管理者制度を語るに当たりまして、競争の原理という言葉が使われる んですけれども、競争の原理といいます と、普通、よく入札というふうなイメー ジがわくんですけれども、指定管理者に 関しては入札ではございません。あくま でも指定ということで。

それから、例えば前の制度である管理 委託の制度でございましたら、これは公 法上の契約として市の出資団体等と管理 委託契約をしておったと。今回はそうで はなくて、協定書という形では締結しま すけれども、これは覚書みたいなもので 必要最低限のことを書きましょうと。

それから、この指定でございますけれども、これは契約ではございません。公

法上の契約でもなければ、私法上の契約でもない。とすれば何かといいますと、これは行政処分でございます。行政処分を協定書という形で必要最低限、お互いに規定しておかなければならないことを協定書として文言化するものでございます。

○野口博委員長 村上委員。

○村上英明委員 今後の新たな指定というのは今後検討の中で進められていくのかなと、そういうふうに思いますので、今、現行の団体も含めて、今後、競争という言葉はいろいろと使われておりますけれども、やはりその一つの中でも、改革というか、そういうのも含めて取り組んでいただけるように、またよろしくお願いしたいなと思います。

○野口博委員長 ほかに質疑ございます か。

三好委員。

○三好義治委員 それでは、何点か質問をさせていただきたいと思いますが、代表質問でも質問した部分で、重複するかもわかりませんが、まず、この議案第21号で定められている条例につきましては、法第244条の2で定められている項目に従ってやられております。

指定管理者制度につきましては、繰り返して申し上げますけれども、4年間経過している中で、ことしの9月には指定管理者を定めなければならない、広報で通知をしなければならないということもご答弁をいただきましたが、私は今でも、この4年間、この指定管理者制度についての指針並びに市の方針が明確に出されての指針並びに市の方針が明確に出されていないことについては、この委員会ででも出していただけるかなというぐらいのかすかな期待もしておりました。改めて、指定管理者制度に対する指針をいつ出していただけるのかということについ

て、ご答弁をお願いしたいというふうに 思います。

それと、法第244条の2の第4項での業務の範囲について、今回、条例は一本化されて、それぞれ5条から10条を削除した中で、この議案第21号の中に盛り込まれたわけでございますが、それぞれの条例が残っていくわけでございます。

今日までは、第5条でその管理の期間が定められておりました。この第244条の2の第5項でいきますと、「指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。」ということで法律でも定められております。

この中で今回、その期間を定めていないということは、今のご答弁の中で一定の理由は述べられましたけれども、私は中間年度での変更については、その条例の附則の中で仮に盛り込むならば、それは可能だというふうに思っているわけですね。

本来、この条文の中にその期日を明確にし、議会議決を条例でもって解決をするのが筋論だというふうに私は思っております。だから、この部分でいくと、まず、その点についての見解をお聞かせいただきたいというふうに思いますし、また、条例で期日を定めない場合に、議会議決としてどういう手続を踏んでいくのかということについてもお聞かせいただきたいと思います。

それが今、244条の2の第6項で書かれている部分ですね。「当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。」という文言に値する部分だというふうに思っております。

それと、この4年間たつ中で、この指 定管理者制度で、それぞれ、例えば施設 管理公社が指定管理者となり管理をして いるところが、ふれあいルーム、正雀市 民ルーム、市民文化ホール、小川自動車 駐車場、旧ふれあい広場、また教育関係 でいきますと、鳥飼図書センターから、いろいろあって、青少年広場、スポーツ 広場等々までの部分をその指定管理者として施設管理公社が受けて、それだけの部分を管理しております。

ただ、条例で、全体で今回21ほど上がっておりますが、ほかのこの施設に関する条例としては、あと18条例が残るわけですね。今後、その施設管理公社、これらの18の施設に対して、どういうふうに取りまとめていくのかというのが、まさに指針の中で出てくると思うんですけれども、この辺の兼ね合いがもう一つよくわからん部分があります。

施設管理公社並びにシルバー人材センター、それから摂津都市開発株式会社、こういったところについては、それぞれ補助金団体、シルバー人材センターと施設管理公社のかかわりを見ますと、施設管理公社で受託事業を摂津市から受けてる場合に、人材はシルバー人材センターから雇用したり、公と民の、それぞれシルバー人材センターの公と民の発注の比率が今、55対45。それで、民の方で45は大阪府の業務を受けているということの中で、シルバー人材センターは、そういった面では雇用の拡大も含めてやられているわけですね。

ですから、こういった時期にシルバー 人材センター、施設管理公社。それと摂 津都市開発株式会社、これは80万円の 単年度赤字が出てきているような状況下 でもあるというふうに伺っております。

だから、そういったところの見直しを どういうふうに考えられているのか。こ の条例の中でというのは、幅が広がって いるかもわかりませんが、お聞かせいた だきたいと思います。

これは指摘なんですが、議案第20号で南千里丘の阪急摂津市駅の自転車駐輪場が、これが摂津都市開発株会社、特命で契約をなされるというのが、本来この議案第21号から見たときに、それが本当に適切なのかということで、20号には触れませんが、21号のこの条例を作成するに当たって、その辺の見解をお聞かせいただきたいというふうに思います。

もう1点では、コミュニティプラザを含めて、この施設の直営という部分については私は、660名体制を設けていくという中で、直営方式というのは、いまだにやっぱりひっかかってまいります。

先ほど議案第20号では、9か月の指定というふうに話をしておりましたが、来年の平成23年度には指定管理者制度というのが全面的に見直しをされる中で、私はコミュニティプラザでも、直営は、今、改正をせえというのは酷だと思いますけれども、やはり短期で、そういう市民活動支援も含め、コミュニティプラザの指定管理者制度導入を早期にやっぱり検討すべきだというふうに思いますので、それらについてご答弁をお願いしたいというふうに思います。

○野口博委員長 山口課長。

○山口政策推進課長 まず、23年度からの指定の議案でございますが、本年第3回定例会となります9月議会になりますが、9月議会に3項目、相手先と施設管理する施設等を書いた議案を提出したいと考えております。一部、もしかしたら手続等の関係で12月にずれ込むものもあるかもしれませんが、9月議会で指定の案件はご提案申し上げたいと思います。

それから、4年間、期間がありながら明確な指針が出されなかったということ

につきましては、まさしくこの部分については委員ご指摘のとおり、もっと早期に出すべきであったと、そのように認識いたしております。

ただ、私どもとしましても、各団体の 経理状況については把握をいたしており ます。すべての団体から決算書を2か年 間分、それから機構図がありますが、こ ういうものを見て、その辺の経理基盤、 先ほど財政基盤というふうな話がござい ましたけれども、各団体でいいましたら、 総資産から総負債を引いた残りが純資産 ということになるわけでございますけれ ども、このあたりが、ある団体では、指 定管理料で残った分については、すべて 市が吸い上げるといったら、言葉があれ なんですけれども、そういう精算方式を とっておるというところもございますの で、これではなかなかインセンティブも 図られない部分もあるかというふうには 考えております。

また、そういう経理状況を見た中では、 すべての団体で経営基盤は非常に脆弱で あるということは、これはもう皆さんご 存じのとおりでございます。

肝心の、いつ、じゃあ指針の方を出せるかということになるんですけれども、やはり大分微妙なところもございまして、やはり市内の、特にシルバー人材センターであるとか、先ほど言われた施設管理公社、やっぱり市内の雇用というふうなごさいる部分につきましては、もう少しお時間いただいて、選定作業がですね、この9月議会に指定の議案を出そうとはおしたら、遅くとも夏のかかりに指定の手続に入って、告示をして、申請書の提出を求めて、審査をすると。8月中には審査を終えて、9月に議案を出すという、こういう手続を踏まなければなら

ないということから考えますと、遅くと も6月めどには出していかないと、手続 として進めないのではないか。

この手続条例のもとに、各所管課において仕様書を書くことはできると思います、それまでに。しかし、じゃあ、その仕様書に基づいて、さてどうするんですかということについては、なかなか、各所管ごとに考えなさいということではいけないと思いますので、その分については6月めどと。6月いっぱいかかるかもしれませんが、6月までにはというふうに考えております。

それから、2点目の指定期間を定めて 行うものとするという、これは現在の施 設設置条例の第5条にあったり6条にあっ たり、ぱらぱらしているんですけれども、 これにつきましては、いろいろ見解はあ ろうと思います。今、委員ご指摘の、基 本を今は5年間として、指定をした翌年 度の4月1日から起算して5年間というこ とも実質上、不可能ではないと思いますが、条例の整備上、やはり余り好ましく ないのではないかなというふうには思い ます。

やはりこの部分につきましては、先ほど申されました、条例で定め、また議会の方で指定の議決を、244条の2の第6項ですか、そちらの方で議決をするということになっておりますので、条例で開りの中で例外も書きながら、議案を議決されて、また、なおかつ指定議案のところでその期間について審議されるということについては、これは二重、二重とまではいいませんけれども、やはり後の指定の議決ということで、その対象を広く民間すべてを対象としたことから、やはり住民の代表である議会の議決を求

めて、そこで審議をしていただくという 趣旨であります。

ここに議会の議決というのがある趣旨がですね。ですから、私どもとしましては、やはりここの条項については一律にやっぱり各設置条例で規定すべきものではないという、そういう見解を持っております。

それから3点目でございますけれども、 これが一番問題でございまして、施設管 理公社、それからシルバー人材センター、 こちらの関係については重々承知をいた しております。やはりこの分でいいまし たら、将来的な公益認定を取られるのか どうかということにもかかわってくるか と思いますけれども、やはり施設管理公 社とシルバー人材センターで、摂津都市 開発につきましては違うかなとは思いま すけれども、特に施設管理公社とシルバー 人材センターとの関係、それから私ども が経営権を持っております摂津都市開発、 こちらについても、やはり市としての責 任は経営責任、これは免れないと思いま す。

ですから、この部分について、今、明確な答弁はできませんけれども、6月までに出したいと思っております指針の中において、その分、再度調整して、練ったものをご提示をしたいというふうに考えております。

それから4番目でございます。今回、 議案第20号、これは建設常任委員会の 所管でございますが、委員の言われてい る、いわゆる今回の議案第21号から見 て、議案第20号議案に出されている分 がどうかという、こういうご趣旨だと思 うんですけれども、20号で出されてい る議案が、摂津都市開発という株式会社 に特命になっております。

そのことに対しては、私ども、どうの

こうのという立場には今現在ございませんけれども、この条例を制定するという趣旨から考えましたら、やはり、何に基づいて議決をするのかと。いわゆる議会の議決を経なければならないということは自治法に書いていて、なおかつ、大事なことですから条例にも重ねて書いているんですね。

そういうことから考えましたら、これはもう、これ以上ご説明するまでもなく、 委員お考えのとおりかというふうに思います。間違いではございません。間違いではございません。間違いではございませんが、余り、一番よい方法ではないのかなというふうには思います。

それから5番目でございます。コミュニティプラザにつきましても、また、駅前等再開発特別委員会の方での議論ということが、明日ですか、されるかと思うんですが、やはりこれにつきましては、これは吉田参事の方からの答弁にもありましたとおり、やはり今後、今、総合計画をやっておりますけれども、やはり大事なことは、やはり今まで行政主導でやっていたことを何とか、議員の皆さんはじめ住民の皆さんと一緒にやっていこうやないですかという、こういう姿勢が大事だと思います。

その中で、やはり本市というのは、やっぱりその訓練が少し足りなかったのかなと。これは市民会議なんかを通じて非常に痛感したことでございます。やはり我々行政の側も市民の側も、やはり同じ土俵の上に立って、同じ立場でいろいろ議論をして、それで切磋琢磨といったらおかしいですけれども、そういうふうな訓練が、訓練といいますか、それができる人が集まってくれはったわけですけれども、大多数はそうではないのかなと。

やはり、その輪をもう広げていく必要

があるし、我々行政としましても、やっぱりそういう経験を積んだ上で、例えば将来的にコミュニティプラザが指定管理になるかどうかは、私、今現在、申し上げられませんけれども、やはり行政の人間が市民と直接接して、何が求められているのか、市民活動支援の中で一体。

今度また男女共同参画センターも来ます。こちらには、もう確固とした自主活動団体のかたがおられます。そのかたさいたとないでは、ないっとをつないではいうことも出てですがらいませんということをはじめてのことをはじめてのことをはじめてのことをはじめているととをはじめいうたら丸投げではござい私ども、投げるということは、私どもないうたら大きな行るというではではではない。 働というからしたら、数年の訓練はいります。 どもには必要かというふうに考えております。

○野口博委員長 有山公室次長。

○有山市長公室次長 私の方から、そしたら条例ということで、法の244条の2、第4項で定めています、条例で定める必要があるものという項目でございますが、指定の手続、これは申請の方法、選定基準、事業計画の提出などでございます。

それから2点目としては、管理の基準。 休館日でありますとか開館時間、使用制 限の要件などでございます。

3点目に業務の範囲ということで、施設、設備の維持管理、個別の使用許可などでございます。これらの点以外に、その他必要な事項というような法の定めになっております。今回、条例については、その点の条例で定めたものでございます。

委員の方からご指摘がありましたよう

に、従前、年限を定めていたということでございますが、今回分離をさせていただくものについては、法244条の2、第4項に基づいて、その部分だけを取り出したものでございます。

それと、コミュニティプラザの件でご ざいますが、普通、指定管理者を導入す るときに四つの視点が必要だというふう に言われております。

一つは市民、利用者の視点ということで、これにつきましては、利用者にとっての価値の向上が指定管理者によって図られる。良質なサービスが継続的に提供される。

二つ目としては、財務の視点ということで、経費が安くつく、または建物などのライフサイクルコストの最少化が図られる。それからリスクコストが勘案される。これが2点目でございます。

3点目に成長発展の視点ということで、ここが今回のコミュニティプラザのところで私どもの考えた部分でございまして、なるほど事業者の成長、あるいはそこの管理をする民間事業者を、継続的に必要な利潤を確保してやり、成長促進につながるという観点、これが成長発展なんですが、一方で行政側の方の能力向上につかがございまして、コミュとによって、行政側の市民活動に対するによって、行政側の市民活動に対する能力の向上、これは後ほど施設の利用状況などのモニタリングなどをする、これらの知識、経験を行政の側にも蓄積をしておく必要があるというふうに考えました。

それから4点目に、地域社会の視点というのが指定管理のときに言われるものなんですが、例えばNPOとか、いろんな団体が指定管理者となることができるので、地域貢献、環境、それから雇用確保など、地域での調和が図られるという

ことが社会的な視点というふうに言われ ております。

いずれにしましても、この四つのことが指定管理をしていく上で必要であり、特に成長発展の視点という役所側のものが必要だというふうに考えまして、今回のコミュニティプラザについては直営としたところでございます。

○野口博委員長 公室長。

○羽原市長公室長 まず数点、お願いしたいと思います。まず、ご質問にございました、指針をどうするんだということで、これは先ほど課長の方から申し上げましたように、9月の定例会には議案をお願いをしようと思っておりますので、その審議に十分間に合うようには、これは必ずお示しをしたいなと。でないと内部との調整もできませんので、それは必ずしていきたいと思っております。

それとあと、施設管理公社、シルバー 人材センター、摂津都市開発等の三セク の見直しをどうするんだということでご ざいます。これは行革の項目の中にも、 外郭団体の見直しという項目は入れてお ります。

私どもの方でも、やはり外郭団体、一定、設立については市が関与しておりますので、市の責任ということも踏まえながら、しかし、現状でいいのかという問題意識も持っておりますので、それは行革の項目の重要な項目として着手していきたいなというふうに思っております。

ただ、今の時期、ご存じと思いますが、 平成25年11月末までに公益法人への 移行であるとか、他の制度も動いており ますので、その辺を十分ににらみながら 最終的な答えを出していきたいなと。そ の中で指定管理者の考え方、取り扱いに ついても改めて議論をしていきたいと思 いますし、それを一定織り込んだ形で、 できれば指針も作っていくべきじゃないかというふうに考えております。

あと、議案第20号との関係です。これは20号の方は20号の方で、それなりの判断すべき考えを示しながら議案としてはご審議いただいておりますので、それはそれで、またご議論いただきたいなと思いますけれども、ただ、あちらの方も、やはり他の施設との均衡を図るという意味で、指定期間も来年の3月末までというふうに指定しておりますので、改めて、その中で議論をさせていただければいいかなというふうには思っております。

あと、コミュニティプラザにつきましては、これは有山次長の方から申し上げましたように、当初につきましては、やはり行政側の技術、能力、これはやはり蓄積をさせていただきたい。ただ、委員ご指摘のように、やはりほかの施設と同様に、施設管理の部分は第三者に任せられるんではないかというご指摘も、まことに一理あるというふうに思いますので、少し時間はちょうだいいたしますけれども、やはり移行については十分早急に検討し、答えを出していく必要があるのかなというふうには思っております。

○野口博委員長 暫時休憩します。

(午後3時13分 休憩) (午後3時30分 再開)

- ○野口博委員長 それでは、再開します。 質問を続行します。三好委員。
- ○三好義治委員 いろいろご答弁いただきましたけども、6月には指針を出して、9月に遅滞なく議会に提案をされるということについては、ご努力をお願いしたいというふうに思っております。

そこで、やはり気になるのが、今回の この指定管理者制度で一つの管理者が行 う管理の基準及び業務の範囲というのが、 一部改正で18施設に対して5条から10条までを削除しながら、一本化できるものは一本化していったという流れはわかるんですが、この18施設とあわせて、それ以外にそれぞれの施設、例えば安威川の市民図書館、それから公民館、こういった施設についても、将来どうあるべきかという、また議論もしなければならないと。そういう流れから見たときに、この条例改正の折りに、やはり指針は出しとくべきだというのは、いまだに払拭はできません。改めて、また条例が出てくるのかなというような思いでいっぱいでございました。

その中で、この18施設、一部改正をされたんですが、例えばテニスコートの条例を見ますと、3条、4条の中で管理について規定をしております。第5条で期間をこれまで入れておりました。これを削除されたわけですね。だから、18の施設が同一で、これまでは5年間という期間を定めておりましたけど、私はそこの一部改正の中で、それぞれの施設に対して、1年契約、3年契約、5年契約と、今回の条例の改正の中で、やはり入れとくべきだというふうに思っているんですよね。

だから、その期間の規定については、 自治法の第244条の2の第5項の中で、 指定管理者の指定は期間を定めて行うも のとするという、この解釈が、これまで の条例では、それは生かしておりました。 条例の中に盛り込んでおった。なのに、 この自治法の解釈で今回、その期間を外 したというのは、それぞれの特色をこの 4年間で精査をして、5年間は長過ぎる ところもあれば、3年でやりましょう、 2年でやりましょう、1年でやりましょ うということの試案があると思うんです よね。 ただ、我々議会に対しては、そういったとが条例に記載されていなかった場合に、第6項で、指定管理者の指定をしようとする場合、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならないという手続の中で、それが明記されると思うんですが、私は、この条例の解釈、副市長、どう思われますかということをお聞かせただきたいと思うんです。これは地方自治法の精神にのっとってやってきたと思うんです。それを今回すべて撤廃しているということになるわけですね。

それと、新たな、やっぱり施設の管理 運営、どういうことを今後考えられているのかという部分をお聞かせいただきた いというふうに思いますし、改めて直営 でやらなければならない施設というのは、 みきの路から、いろいろ、社会福祉事業 団、それから休日応急診療所とか、こう いったことも一方ではあると思うんです ね、今の現段階で我々が想定するのがね。

そういったことが指針の中で今後検討されるということで理解していいわけですね。だから、外郭団体の考え方についても今後改めて出てくるというふうには先ほど伺ったんですが、どういうふうなご検討をなされていくのか、副市長、改めてお聞かせいただけませんでしょうか。 〇野口博委員長 公室長。

○羽原市長公室長 地方自治法の規定が いかがかというご質問でございます。

244条の2第3項におきまして、

「条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するものに当該公の施設の管理を行わせることができる。」という規定がございまして、第4項に、前項の条項には、つまり指定管理を行わせる、その条

例には、指定管理者の指定の手続、指定 管理者が行う管理の基準及び業務の範囲 その他必要なことを定めるというふうに 明文の規定がございます。

第5項に「指定管理者の指定は、期間 を定めて行うものとする。」というふう に、これは別に規定されております。

私どもの判断といたしましては、法律が条例に定めることを求めておるのは、244条の2第4項に基づきまして、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項というふうに、条文構成上、考えておるところでございましては、今後、各施設ごとと願いるとしては、今後、各施設ごとと願いるとしては、方後、各施設にできましては、方後、各施設にといきましては、方後、各施設にといきましては、方後、各施設にといきましては、方の際に、それぞれの施設につきまして適切な指定で担者の指定の期間を議案として上げていきたいなというふうに考えておるところでございます。

○野口博委員長 副市長。

○小野副市長 この条例をお願いするときに、今、三好委員が言われたように、 私も内部でいいましたように、摂津は3 年というのを5年ということで見たと。

そうすると、大体、一定、各市の状況 が見れると。そういうことの中では、案 外早く一定の形が整理できるだろうとい うのを思いながらやってまいりました。

しかし、現実にさわってまいりますと、 各中身がですね、いろんな状況があります。それで、我々が見たときに、例えば 給与制度そのものも勤務条件も相当ばら ついておるんですね。この問題も議論し ました。それで、例えば自動車駐車場は、 ご存じのように摂津都市開発とシルバー 人材センター、施設管理公社があり、自 転車駐車場も摂津都市開発、シルバー人 材センターがあると。いわゆるふくそう 化しておるというふうなことで、この整理をどうするかというようなことも議論いたしました。

それで、今後の中身なんですけども、 現実に今、社会福祉事業団のふれあいの 里、障害児童センター、それから第1児 童センター、みきの路、せっつ桜苑、保 健センター、休日応急診療所、正雀体育 館、味舌体育館、味生体育館、鳥飼体育 館、スポーツ広場、青少年広場、温水プー ル、それから小川駐車場、市民文化ホール 、正雀市民ルーム、市民文化ホール、 ふれあいルーム、葬儀会館、 斎場、 鳥飼 図書センター、 三宅スポーツセンター、 こ れほど多くの中身がどういう形で処理するかと、この部分なんです。とりわけ、 直営にするか、この指定管理にするかと。

それで、我々としては、ここで決まってくるのは、例えば社会福祉事業団にしても、みきの路にしても、これが市としての長い経過の中で、障害福祉の非常にいいまちということで、ただ、これの退職手当引当金の問題としても、給与費の増嵩にしても、どう今後対応できるかという議論をしています。大きな問題に多分なるだろうということは、もう明々白々であります。

成光苑のせっつ桜苑問題についても、 公設民営はもう今、府下では1市のみと いう施設になってしまったというような こと。これらが一番、福祉では大きいと いうふうに見ています。

もう一つは、多くは申しませんが、摂 津都市開発、シルバー人材センターと施 設管理公社の問題であります。ここに多 分集約されるなと、この問題は、当面は、 と思います。先ほどの中にございました ように、摂津都市開発、委員の方で、8 0万円近く赤字が出ると。 それで私どもにも、摂津都市開発、ちょっと申し上げますと、第20期、来年の6月から、向こうは6月から5月末ですら、来年の20期については約330万円の赤字が出ると。それで、22期になってきますと、約380万から400万円出るだろうと、こういうふうに言っております。

それで、これを私が指示しましたのは、 おととしの摂津都市開発株式会社との懇 談会のときに、摂津市は確か40%ぐら い株式を持っている筆頭株主であります から、60%を銀行団とか、市内企業で 持ってもらっています。そのときに私が 言われたのは、副市長、少なくとも赤字 になるということはやめてほしいと。利 益を我々は持ってこいとはいわない。し かしながら、プラスマイナスゼロにして くれなかったら、我々、本社は何も物を いえないと。これは我々にツケを回して くるんですか、そうじゃないでしょうと。 市は筆頭株主でしょうがなと、こう言わ れたことをきのうのように私は覚えてお りましてね。

それで、これは何でなのかといいますと、いわゆるフォルテ212、213であります。それで市長が判断したのは、一応、7月までと見た場合は12分の3なんですが、来年度は面倒を見ようと。向こうも必死になって今探しています。しかし、借り主が見つかっていません。

したがって、22年度予算に、生活文 化総務費のこのところに予算を入れてお るんですけど、これは所管外ですけども、 生活文化総務費でこれを入れました、1 年分は。

ただし、これは23年度は無理だと。 ここで解決するようにと、最大限努力す るようなことはいいました。

それともう一つは、例の南千里丘の問

題なんです。あれも、この状況の中で、 摂津都市開発、今、シルバー人材センター と施設管理公社とは違いまして、株主が おられるということの中身に非常に重き を置いておりまして、そのときに私がいいましたのは、市長の最終判断は、シルバー人材センターも欲しがっている、そのとき に区別するのであれば、向こうは銀行から ら借り入れするといいました。確か駐輪 ラックの問題は借り入れをしたと思うんです、銀行団から。それで、その分を借り入れをした上で、あそこのところに持ってきたという経過があります。

ただ、これも9か月しか見ておりません。なぜ9か月といいますと、先ほど申し上げたように、この問題は、自動車駐車場も3団体が同じようにやっていますから、例えばシルバー人材センターと施設管理公社の統合もあるかもわかりません。そのこともふくそう化しておるから、そういうことも考えなければならない。

しかし、シルバー人材センターは高齢者福祉ということの生きがい対策が入ってある。しかし、シルバー人材センターも国の補助で、来年度予算は100万円は、もう入らないと言っていました。森内委員もおっしゃっていましたけれども。あと90万円か100万円が削られるかもしれない。200万円ぐらい落ちるだろうということも今聞いております。

したがって、そういうところの中身を どうやってこれから一定の方向を定める か、そしてシルバー人材センターのプロ パーの給与費問題、それから施設管理公 社のプロパー、それから摂津都市開発株 式会社のプロパー問題があります。

これらのものを考えた上で、多分身分は守ってくれると思いますが、給与制度 までは多分守られない。そうすると市が 受けなければならないという、他市もやってますように、その職員をこちらで受けるということも、考え方に入れなければならないかもわからない。

そういうことを考えたとき、この指針問題がこの時期に間に合わなかったという、これも偽らざる事実でございまして、もう議論が錯綜していまして、なかなかまとめ切れなかったということが事実でございます。これはいいわけでございますが、本来はこの時点で出しておくべきすが、本来はこの時点で出しておくべ議論はできない。意味合いが持てないわけですから。それはもう重々わかっておりますので、いいわけをいたしましたが、その三つの団体の一つをとっても、いわゆるこのような状態です。

ただ、これは6月までにきちっと一度 整理をします。それで4月に入れば、新 しい役職者も参ります。部長級が。だか ら、それをすぐさま、社会福祉協議会も、 それからみきの路も、今残っておられる ところありますね。施設管理公社も全部 集めて、この問題、指定管理者問題と、 それから今後におけるプロパー職員の扱 い、給与制度、指定管理したときのそれ の考え方、これは当然的に、もう一度、 4月に入れば、すぐにやりたいというふ うに思っています。

それから、もう一つ大きいのは、いわゆる福祉問題のこの方向性は、市としてはどう考えるか。これからも市が全部かかわっていくのであれば、これも早速分かれています、民間に任せてもいいのではないかとも。

みきの路とふれあいの里との合併ということも言われています。これも、みきの路の理事長もこういうことを考えるべきではないかと。そこでまた、給与制度が違います。その問題をどう考えるかと

いうようなこともございますので、これもまた大きい問題だということを理解しております。

いろいろふくそう化いたしておりますが、若干、今、議論の中身の一端を申し上げました。いずれにいたしましても、6月をめどに早速、特に施設管理公社、シルバー人材センター、摂津都市開発については一定のきちっとした方向は出すように努力をしながら、6月には議会の議論でお示ししたいなというふうに思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

○野口博委員長 ほかにございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 それでは、質疑を終わります。

(午後3時45分 休憩) (午後3時46分 再開)

○野口博委員長 再開します。

次に、議案第25号の審査を行います。 本件については補足説明を省略し、質疑 に入ります。

質疑、どうですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑 を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時47分 休憩) (午後3時48分 再開)

○野口博委員長 では、再開します。 議案第24号の審査を行います。

最初に補足説明を求めます。羽原市長 公室長。

○羽原市長公室長 議案第24号、摂津 市立男女共同参画センター条例制定の件 に関連しまして、新しい男女共同参画セ ンターについて、補足説明を申し上げま す。

摂津市立男女共同参画センターにつき

ましては、来年度、摂津市立コミュニティ プラザ内に移転をし事業を展開いたしま すが、コミュニティプラザにつきまして は、駅前等再開発特別委員会においてご 審議がなされていることもありまして、 移転後の男女共同参画センターの施設規 模等につきまして、当総務常任委員会に 対してのご説明ができておりません。当 日の資料配付となりましたが、センター 部分の図面を参考資料としてご説明をい たしたいと思います。

お配りいたしました図面のマーカーで ふちどりをしております部分が男女共同 参画センターの占有エリアとなります。 事務室、情報ルーム、ミーティングルー ム等から構成され、約250平米となっ ており、平成22年度は専門員等7名の 職員が業務に従事をする予定としており ます。

新しいセンターの特徴といたしましては、まず、情報ルームが充実したことで、この施設が男女共同参画社会の実現に係る情報発信の場となるよう、センターが所有いたします約2、400冊の書籍とビデオ、DVDといった視聴覚資料、国・府をはじめ関連施設等が発行しているパンフレット等の資料を配架し、市民の皆様にご活用いただきたいと考えております。

次に、ミーティングルームでございますが、この部屋は、男女共同参画センターとしての事業を展開する施設で、各種講座や講演会などの学習機会の提供や市民交流の場、またセンター登録団体の活動の場として活用してまいる予定でございます。

最後に、相談室。図面でいきますと、 ちょうど右の上、肩のところ、角っこの ところでございますが、この相談室でご ざいますが、この部屋は、センターが実 施しております女性のための相談事業の 実施とともに、近年増加しておりますD V相談にも対応できるよう、事業系の部 屋とは分離し、プライバシーにも配慮し つつ、相談室としての機能をできるよう、 部屋割りをいたしております。

以上、新しい男女共同参画センターの 施設についての補足説明とさせていただ きます。

○野口博委員長 説明が終わりました。 質疑に入ります。

三宅委員。

○三宅秀明委員 それでは、質問させていただきます。第5条で、今回、使用者の範囲として、「男女共同参画センターを使用することができる者は」とあった上で、第6条に使用の承認という規定がございます。これで若干、二重に設定しているような感覚を受けるんですけれども、先に市長の登録を受けた者として、さらに市長の承認というふうな手続を踏んでおるという点について、その理由みたいなものがあれば、お聞かせ願いたいと思います。

○野口博委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 まず、第5条に規定しております使用者の範囲でございますけれども、こちらの方につきましては、図面中央にございますミーティングルームにつきまして、男女共同参画センターが市民活動支援のために供する部屋、これを念頭に条文の方を記載させていただいております。

なお、センターにつきましては、登録 団体という形で毎年申請をいただき、活 動内容を把握させていただいた上で承認 をさせていただいておりますが、このミー ティングルーム自体がコミュニティプラ ザに設置されます貸し会議室とは区別を しまして利用をしてまいる関係で、各団 体がどういった事業を、いつ、だれが使 うかということを把握する必要がありま すので、このお部屋につきまして、改め て使用申請、承認という形で把握をさせ ていただきたいということで条文の構成 をさせておりますので、よろしくお願い いたします。

○野口博委員長 三宅委員。

○三宅秀明委員 今、ご答弁いただきまして、ということは、まず団体の内容というか、そういったものを明らかにした上、それを登録した上で、その団体が使うというときに、この承認をさらに受けるという手続かと今理解をいたしました。

やはり最近、以前、暴力団の排除条例 も制定されましたことですし、こういった駅前の施設ですので、やはりいろんな 団体が使用を希望されることも想定されませる。 ますし、また今回、新しい、今回は男女、 共同参画センターのお話ですけれども、 やはりほかの施設からも移ってこられる かたがたもいらっしゃがたと、いろんながたもいらったがたと、いろんなございる 施設を利用するかたがたと、いろんでございますので、円滑な運営が図れるように、 毎釈の問題になってきますけれども、 がりやすい運用を努めていただければなと思います。

○野口博委員長 村上委員。

〇村上英明委員 私の方からは、この新しい条例という中で、現行の開館時間と大幅にというか、変更になったということと、この休所日が第4月曜日でやっておられたのが毎週水曜日ということになったということで、その辺の変更の理由を1点お聞きしたいのと、それともう1点は、使用料が無料ということに、どうかなというところがございまして。といいますのは、複合施設という中に入ってい

るという中にあって、この男女共同参画 センターのみ無料というのが、その辺が、 ほかの団体も、地域の団体も、子ども会 も使われるかもしれませんけども、そう いう団体から見れば、複合施設に入って いるのに、この部分だけが無料と。あと は有料というのは、その辺、どういう形 で整理されたのかなということをお尋ね をしたいなというふうに思います。

○野口博委員長 牛渡課長。

〇牛渡女性政策課長 ただいま数点ご質問をちょうだいいたしましたけれども、職員体制も含め、順にご説明をさせていただいた方がご理解が得やすいかと思いますので、少し説明が長くなるかもしれませんけれども、よろしくお願いしたいと思います。

まず、現行の男女共同参画センターで ございますけれども、平成18年度に総 合福祉会館の閉館を受けまして、既存施 設の有効利用の観点から、毎月第4月曜 日の休館日を除きまして、毎週月曜日か ら日曜日までの午前9時から午後10時 までを開館させていただいております。

ただ、職員を配置しましての業務時間 としておりましたのは、毎週月曜日から 土曜日までの午前9時から午後5時まで でございまして、夕方の5時から10時 までの夜間帯、それから日曜日、祝日に つきましては、シルバー人材センターの 方に管理業務を委託いたしまして、貸し 室のみのサービスを提供させていただい ていたという現状がございます。

今回、コミュニティプラザへの移転に 伴いまして、開業時間等につきまして、 男女共同参画センターの運営委員会であ りますとか利用者市民のかたにご意見を いただきましたところ、やはり職員を配 置して、活動に係る情報提供ですとか、 図書の貸し出し、返却といったサービス、 それから夜間講座の開講、こういったことも視野に入れて開所日を検討してほしいということのご意見をちょうだいいたしました。

貸し室につきましては、コミュニティプラザの中で共有化が図られることになりまして、ほぼ365日に近い状態で運営がされてまいります。私どもも当初、コミュニティプラザに移転ということで、最大限の運営を念頭に置いてまいりましたけれども、やはり職員の体制の充足が厳しいということでございましたので、今の現体制の職員数を念頭に置きまして、最大限の事業展開ができる開所日、開所時間をご提案させていただいたものでございます。

時間帯の変更ということでございますけれども、通常であれば、午前9時から午後5時とする方が一般市民のかたに、ご利用に際し、ご理解いただきやすいというところがございますけれども、男女共同参画センターの業務につきましては、非常勤職員がすべての業務を担っておりまして、非常勤職員については週に29時間という働き方の制約がございます。

そういった中で、週4日を基本にローキにりとうしても、すれ違いという中で、 情報の共有化に苦慮する部分もござ移転した。 また、コミュニティプラザに移動した。 また、男女共同参画センター、といたしますと、男女共同参画センタミュニティプラザ全体として、今どういった対に限らず、コミュニティが起こっているのか、どういったとでが起こっているのか、というようなことを総センター、そういったとではないかというように思っていく必要があるではないかというふうに思っております。

したがいまして、開所時間については 9時半から午後5時としておりますけれ ども、職員については原則9時15分か ら午後5時15分までの勤務とさせてい ただきまして、事前のミーティング、そ れから終業後の職員の申し送りですね、 翌日勤務の職員への申し送り、そういっ たことを丁寧にすることでセンターの情 報の共有化に努め、利用者市民の皆様へ のサービスの向上に努めたいというふう に思っております。

今回、休館日につきまして、水曜日というご提案をさせていただいておりますが、これにつきましては、通常、旧総合福祉会館であれば、休み明けの月曜日が休館日という設定がされておりました。

私どもも、複合施設に入る中で、これまでの経験値といたしまして、水曜日につきましては、お昼間、子育て中の親御さんについて、例えば幼稚園がお昼で終わるというようなこともありまして、講座を打っても、なかなかお人が集まりにくいということがございました。

また、DV相談につきましては、休日明けの月曜日に集中する傾向があるということがございました。今回、センターに相談室を設置いただいて相談室を運営するに当たりましては、やはり月曜日を開所したいということがございました。

そういったことを踏まえて、コミュニティプラザ全体の連絡会議等でご意見、ご提案をさせていただく中で、水曜日の休館というのが、本日、条例の案としてご提示をさせていただくところになったわけでございます。

また、夜間につきましても、何分、職員は充足しませんけれども、週1回、休館前日の火曜日に夜間9時まで開館させていただいて、そこで夜間講座等の提案をさせていただきたい。これについては、

職員1名がシフト勤務で午後から出勤して対応するということを予定しております。

○野口博委員長 村上委員。

○村上英明委員 この水曜日、コミュニ ティプラザ自身も第4水曜日ですかね、 休みになると。そのときはもう施設全体 が休みになるのかなというふうに思うん ですけれども、例えばこの使用者の範囲 ということで、この男女参画の推進の活 動を行う団体ですね、例えば夜に使いた いと。火曜日以外のときですね。という ときは、この部屋が使えないから、だか ら有料の部屋を使わないといけないです ねというふうになってくるのかなと思う んですけども、その辺の確認と、先ほど 申しました、複合施設の中にあって、こ の男女参画を行う団体のみに特化して部 屋を貸すことができるという中で、その 団体は無料であると。にもかかわらず、 ほかの地域で頑張っているかたがたはと いったらおかしいですけども、しておら れる団体は有料の部屋を使わないといけ ないですねという、そういう一つの複合 施設の中の部屋割りの関係だと思うんで すけども、その辺で、要は整合性をどう とれるのかなとか、また、説明がつくの かなというのがありますので、その辺の お考えだけ、お尋ねをしたいなと思いま す。

○野口博委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 先ほど、ミーティングルームの使用料無料というところでご答弁が漏れておりまして、大変申しわけございませんでした。今回のご質問とあわせて、ご答弁をさせていただきたいと思います。

まず、男女共同参画センターに登録いただく団体につきましては、通常活動と申しますか、団体が自主的な活動をされ

る部分については、現状もそうですけれ ども、減免で通常の貸し室をお金を払っ て使っていただいているということでご ざいます。これにつきましては、コミュ ニティプラザに移りましても何も変更は ございません。

男女共同参画センターの事業の成り立 ちといたしまして、男女共同参画センター 全館を使って、私どものテーマでありま す、学ぶ、気づく、つながる、行動する、 こういったことをモットーにした事業展 開をしております。そういった中で市民 の人材を育成し、あるいはその活動を支 援し、センターの趣旨に賛同いただく団 体と協働しながら事業展開をしていく。

例えばフェスタとか、そういった催しをやるということにつきましては、やはり市民のお力をいただきながら運営している要がございます。ですから、通常の行いをと区別すると申しましたのは、通常団体が自主的に活動される分には貸し立ちにあら、シーティングルームにつきましたのは、私どもセンターサイドから、むしろ政策的な意図を持って働きいけをしてかかわっていただく、そういった部分にお使いをいただくということで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○野口博委員長 村上委員。

○村上英明委員 ある人が、例えば、男女参画を推進する団体にも属しています。 また違う団体にも属していますとなったときに、同じ人が使っても、こっちのときは無料ですが、こっちのときは有料ですよということが起こってくるのかなということも十分想定できるのかなというふうに思うんですけども、その辺で、どうかなと思うんですけども、そのあたりで、しっかりと今後、7月までと いう話になりますから、説明できるような形で、お問いがあったときには、しっかりと明確に、こういう考え方で無料ですよとかいう形で、しっかりとお答えできるような形で、またお願いしたいなと、そういうふうに思いますので、またよろしくお願いいたします。夜の利用についての答弁をお願いします。

○野口博委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 答弁漏れの部分が ございまして、申しわけございません。

夜間、センターが開業している時間外にミーティングルームを使いたいというふうに団体のかたがお申し出になった場合どうするのかということがございましたけれども、運用当初につきましては、やはりこれは政策事業的な意図のもとに運用していくお部屋でございますので、センターが開業している時間、職員がおります時間内で運営をしていきたい。

ただ、今後、団体と交流会をはじめ、いろいろな催しを企画しておりまして、意見交換の場も設けていきたいと思っておりますので、徐々にセンター事業全体を検証をしながら、このミーティングルームのあり方といったものも考えてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○野口博委員長 公室長。

○羽原市長公室長 補足をさせていただきます。ミーティングルームの使用について、ご意見をちょうだいしておるわけですけども、ミーティングルームというのは、もともと広く市民にお貸しするために用意をしている部屋ではないということです。ですので、極端にいいますと、この本庁にこの会議室があるように、本来のそこの施設の業務を行うための部屋というふうに考えておりますので、そも市民のかたに広くお貸しをするため

に用意をしておる部屋ではございません。 そういう意味で無料という規定になって おりますので、ご理解の方をひとつよろ しくお願いをいたします。

○野口博委員長 ほかにございませんか。 三好委員。

○三好義治委員 条例でそれぞれ質問していただきましたので、大部分は理解できましたので、なるべく削除しながら質問していきたいというふうに思っております。

この議案第24号と、一方では議案第27号もかかわりがあるんですが、今回のこの条例改正が、7月からコミュニティプラザの方に移行する中で条例改正がなされた。その部分で大幅に変更になってきているのが、第1条での設置について、旧の条例でいきますと、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、男女共同参画の推進に関する取り組みを支援するための拠点施設として、これまでは設置条例の中で設置をされておりました。

今回の条例は、男女共同参画社会の形成の促進を図るため、この住所の方に設置をするということの中で、今日までの男女共同参画の摂津市の拠点として発信していくんだという、その目的から、今回、形成という部分について、どういうふうに変わっていくのかなというのが、ここでどうも疑問に思っております。

イメージとしてはわかるんですね。男 女共同参画センター、そこで発信してい くんだと。そういうのはわかるんですが、 条例でそこまで改正されている部分がな ぜなのかというふうに思っておりますの で、よろしくお願いいたします。

それから、第2条の事業で、今回までは8項目ありました、条例で。特に主眼に置かなければならないのが、摂津市男女共同参画計画、せっつ女性プラン第2

期の中間年における評価の中ででも、先 ほども質問をいたしましたけども、事務 報告書を見ましてでも、これまでの条例、 第2号で定められているのが講座及び講 演会等の開催に関することが事業内容で ありました。さらに第7号で、職業能力 の開発に関することが載っておりました が、今回はその条文がすべて削除されて おりまして、この条文を見る限りは、男 女共同参画センターの事業内容では、調 査研究、啓発及び学習機会の提供と、そ の施設の中における相談内容だけに絞ら れているというふうに見受けられるんで すが、本来のこの事業での第2条の2号 並びに7号をなぜ削除してきたのかとい う部分が、本来の女性のいろんな審議会 への進出並びに職業訓練含めて、やはり その事業が、私はこれまでの女性政策の 中の大きな要因だったというふうに思っ ているんですよね。

先ほどもいいましたように、今の審議会等への参画というのは27.8%。30%を目指す中で、この事業の2項目を減らすというのはいかがなものかなというふうに思っております。

それから、使用の許可というような条 文がこれまで載っておりましたのが、今 回は使用の承認ということになっており まして、施設運営、施設管理が省かれて、 許可制から、今度、申請制に変わる意味 合いについて、ご答弁をお願いしたいと いうふうに思います。

この条例で、委任ということで第11 条で、この条例の施行に関し必要な事項 は規則で定めるという、第11条に記載 されておりますけど、この規則というの は我々には提示はなされないのかなとい うふうに思っておりまして、これまでの 条例、この規則も全面的に改正をされる のかということについて、お聞かせいた だきたいと思うんですね。

これまでの規則につきましては、それ ぞれ施設利用に対する許可の申請並びに 使用の許可、使用時間、使用許可の変更 届、使用の取消届とかいうのが規則で定 められておりました。今回の条例制定を する中での規則はどういう中身になって いるのか、お聞かせをいただきたいと思 います。

議案第27号に少し触れますが、第2 7号で、今までは男女共同参画センター は館長制をとって、有償で館長に来てい ただいておりました。今回、これを見る と、センター長という名称に変わるよう でございまして、これについては、その センター長というのはどういう位置づけ でやられるのか。この男女共同参画セン ターの、やはり最高責任者、もちろん行 政とのかかわりがありますから、最高責 任者は市長になると思いますけど、その センター長のここでの役割も含めて、本 来、条例に記載すべきだというふうに思 うんですが、その部分が除かれていると いう点について、お聞かせいただきたい というふうに思います。

○野口博委員長 牛渡課長。

○牛渡女性政策課長 まず、設置目的の変更の点でございますけれども、これにつきましては、男女共同参画センター条例の設置目的の記述を検討するに当たりまして、男女共同参画社会基本法第9条に規定されております地方公共団体の責務、これを果たすために改めて目的施設としての位置づけを行うというものでございます。

委員もご承知のとおり、男女共同参画 センターにつきましては、昭和49年に 開業いたしました婦人労働会館を皮切り に、平成10年には女性センターの名称 になり、平成17年に男女共同参画セン ターというように、そのときどきの時代 の要請を受けて名称変更され、位置づけ も変更されてきたのではないかというふ うに考えております。

特に直近のところでの女性センターとして設置をされましたときには、当時の女性市民団体が活動の場を求めるという運動の流れと相まって、女性団体の活動拠点というところで、目的施設として設置された経緯がございまして、男女共同参画センターというように名称が変更されました後も、やはり活動の場の提供という位置づけが非常に大きかったのではないかというふうに思っております。

今回、コミュニティプラザ複合施設に 移転するに当たりまして、男女共同参画 センターが保有しておりましたスペース のうち、市民活動の利用に供しておりま した貸し室でありましたり、調理室、子 どもの部屋、それから団体がフリーに使っ ておられましたコミュニケーション空間、 あるいは団体ロッカールーム、そういっ たものも複合の施設の中で整備をされて いくということになりました。コミュニ ティプラザ条例におきましても、その設 置目的の中に、市民の交流と多様な活動 の場の提供ということが記載されており ますので、私ども女性政策課といたしま しては、その中に包含されたというふう な解釈に立っております。

したがいまして、条例の記載の目的に つきましては、男女共同参画社会の形成 を促進する、その具体的な手段の一つと して、これまで書かれてありました場の 提供、そういったことがあるというふう に考えておりますので、第2条の事業の ところで具体的な施策内容について整理 をさせていただいたということでござい ます。

第2条の8項目ございましたうち、特

に大切だと思われる部分について削除された、この理由はということでございますけれども、男女共同参画センターにつきましては、一定、運営方針を立ててセンター事業を展開しております。特に女性の社会参加の促進、あるいは男性の地域・家庭生活への参加促進、こういった地域・家庭生活への参加促進、こういったも事業を基本施策の柱に据えまして事業を展開しております。

ご指摘のございました講座及び講演会等の開催につきましては、今回改めて改正案として上げさせていただいております男女共同参画の推進のための啓発及び学習機会の提供、こういったところに含まれているというふうに考えております。

それから、職業能力の開発、これについては、私どもも意識して展開をしていかないといけない部分ではございますけれども、実際に職業能力の開発ということになりますと、即就労に結びつく、そういったところがございまして、末端の市町村が担う講座等では、やはり入り口のところのみしかご支援をできないというような状況がございます。

したがいまして、職業能力の開発といった点につきましては、大阪府のドーンセンターでありますとか、あるいは民間のところで個人のスキルアップを図られるようなものを個人の責任でお受けいただく、そういったことも必要になるのではないかということで、今回削除し、改めて現センターでの基本方針に基づいた内容の精査をさせていただいたところでございます。

それから、使用申請許可の手続から使 用申請承認と変更になった点につきまし ては、これまで男女共同参画センターが 貸し室も運営をしておりましたことから、 使用申請許可という形式をとっておりま した。しかし、先ほどもご説明申し上げ ましたように、男女共同参画センターが 直接管理をしていく部屋というのはミー ティングルームのみになります。

このお部屋につきましては、一般貸し 室とは区別して利用していくというとこ ろで、事前に登録団体となっていただい て、その活動の内容についても私たちと 十分に、双方が理解し合った中でお使い をいただくということになりますので、 手続上の問題として、使用申請許可では なく使用申請承認という形で、手続上、 緩和をさせていただいたところでござい ます。

それから、センターの規則の内容でございますけれども、これは、条例を実際に運用していく詳細な部分を記載していくことになります。当然、貸し室というところがなくなりますので、現規則の貸し室に伴う手続上の部分については、大幅に削除をする予定をしております。

かわりまして、必要な職員の配置でありますとか、ミーティングルームの使用の手続、あるいは施設管理上必要な入室の制限や、損傷等の届け出、そういった内容で整備をする予定をしております。

それから、館長の位置づけということでのご質問でございますが、これにつきましては、本日、議案第27号におきましても、ご審議をいただく予定をしておりますが、これまで、男女共同参画センターにつきましては、非常勤特別職の館長を配置いたしまして、施設の運営を行ってまいりました。

ただ、しかし、ある意味、初代女性センターの館長が井口容子さんであったように、男女共同参画センターにおける館長というのは、シンボリックな存在と申

しましょうか、ある意味、あの方がいらっ しゃるんだったらということで、シンボ リックな存在であり、また、職員の指導、 助言に当たるということが、大きなお役 目であったというふうに思っております。

ただ、近年、市の男女共同参画施策の推進におきましても、市民に直結する施設といたしまして、男女共同参画センターが果たすべき役割というものは、ます重要になってきているのではないの事業連携など調整を要する課題が非常にもいるがますので、コミュニティというがに移転、これを1つの契機といるではないで、ラザに移転、これを1つの契機といくではなく、男女共同参画センターの実務、運営、アラジメントの担い手となる常勤の施設長の配置を要望し、今回、議案の中で上程をさせていただいたものでございます。○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 設置についての第1条については、やはり拠点施設という考え方については、私はやっぱり、今でもそういうふうに思っておりまして、コミュニティプラザの条例に包含されるというがらいては、いささか、その男女共同参画という推進の部分からいくと、包含されるいうのは、いささか問題あるのではないかなというふうに思っておりも、精神を生かしていただきたいということで、要望しておきたいと思います。

第2条での講座及び講演会の開催に関すること。職業能力の開発に関することを削除して、啓発及び学習に関することに包含されるということについては、これまでの男女共同参画センターの条例第2条の中でも、第3号で啓発及び学習に関すること、並びに第6号で、調査及び

研究に関すること、それと、飛ばしましたけれども、第4号で情報の収集及び提供に関すること、こういったことを盛り込みながら、これまで条文の中でわざわざ生かしてきとったんですね。

まさに、私はこれからの時代の男女共同参画センターは、就労支援という部分も、ハローワークとか、民間に任せるよりも、やはり女性センターの中、男女共同参画センターの中で、より一層、活発に生かしていくべきだというふうに思てるんですよ。

これまでの事務報告書をずっと見てみますと、女性政策の取り組みとして、ほんまに真剣に取り組んでいただいているのは、評価します。

だから、より一層、そういった取り組みをしていただきたいという視点から、これまでも学習機会の提供、ずっとパソコン講座も、平成20年度決算を見ますと、181名参加いただいたんですよ。人材育成にしてでも、スキルアップ研修含めて233名、3回講座を開催してやってきたと。就労支援にしてでも、3回開催してきた。要は、女性プランとして、本来、メーンでやらなければならないうの推してきた。要は、女性プランとして、本来、メーンでやらなければならない。これからの男女共同参画センターの女性プラン第2期の部分が、ほんまに達成できるんかなと。

改めて聞きますけど、なぜ講座及び講演会等の開催に関することの条文を削除したのか、職業能力の開発に関する条文を削除したのか。本来の男女共同参画センターの核になる、コア事業である。これが条文の中で消されているというのが、本当に課長が熱意を持って、今、取り組もうとされる中で、どうも内容が、私にはよく理解できないというように思って

おります。

今回の施設移転に対しては、床面積が 248. 79平米、249平米があるん ですね。団体が23団体、これを運営し ていくわけですよ。やはり、自分ところ のコア事業いうのは、条文の中でもやっ ぱり生かすべきだというように思うんで すよね。だから、こういった事業は、今 後とも推進していくんでしょう。こうい う分は。だから、そういった部分での条 文整理含めて、その男女共同参画センター の意味合いというのは、これから7月、 新しい施設に変わります。だから、その 事業は推進していくという、条例の中で すから、余りいえないんですけど、なぜ その条文を、もう1回繰り返しますけど、 削除したのかという分について、お聞か せいただきたいのと、それと、館長が今 度、センター長に変わる。

私は、常勤というよりも、やっぱり本 庁とのかかわりも考えたら、一方では兼 務でもいいんではないかなというふうに、 一方では思うんですね。今のセンター長 を常勤でお願いしているという考えはお 持ちですけど、そういったことも含めな がら、特にいろんな情報収集も含めなが ら、本庁との連携を持っていくんやった ら、兼務ということも視野におきながら、 やられたらどうですかな。

この点については、課長からなかなか答弁できないと思いますので、副市長並びに、そういったことで条文整理も含めてね。せっかく今までの女性プランでやっていこうという中で、僕は挫折はあかんと思うんですよ。特に7月から新たな施設の中で、各種団体のいろいろ入り交ざってまいります。

そういう中での、男女共同参画センターが、今まで持っとったコアを、より生かしていく。だから、各種団体との違いこ

れですから、これだけの、248平米の部屋をお借りしてでも、無料で借りてでもいいんですよという、強い意思を持つ中で、先ほどの条文を減らしているのが、どうもやっぱりおかしいなということで、改めてご答弁をお願いしたいと思います。
〇野口博委員長 羽原公室長。

○羽原市長公室長 第2条のところの事業の考え方いうことございます。

先ほど、課長の方から申し上げました ように、講座とか講演会、これ、やらな くなってしまうということではもちろん ございませんで、私どもとしては、第2 条第1号の啓発及び学習機会の提供とい うところで、意図するところは入ってお るかなというふうには理解はしておるわ けでございます。そういうふうに、いさ さか条文の整備をしたということでござ いまして、やはり、ここのセンターの基 本的な機能として、女性の方々の意識の **啓発、学習機会、さまざまな機会をとら** えて、いろんな情報を身につけていただ く。重要な機能でございますので、それ はきちっとやっていきたいなというふう に、当然思っております。

また、職業能力という問題でございますが、センターそのものができたとき、昭和49年ですので、もう30年経過をしております。そのときと比べますと、やはり女性の方々の就労の状況、また職業能力を身につけられる機会というのは、相当、ふえてきておるかなと。私どものセンターだけではなくて、民間のいるという学習の場もありますし、やくるのかなというふうに思いますので、センターがもちろん、そういうことを提供しないというわけではございません。

非常に就労厳しいときでございますから、やはりセンターにおいても、そうい

うことは機会をとらえてやっていくべき というふうに思いますけども、時代の変 化を少し意識をしながら、少し事業につ いては、一定の見直しをさせていただい たというふうにご理解いただければあり がたいかなというふうに思います。

次に、館長の件でございます。

館長をセンター長にしたということの 意味合いは、課長の方からご答弁申し上 げたとおりでございますが、これはまあ、 やはりセンター長というのが、先ほど課 長申し上げましたように、シンボルとい いますか、全体を眺め渡して管理をして いただく。大所高所に立って管理をして いただくということよりも、もっと日々 の業務を直接的に把握をしていただいて、 職員管理、業務管理、もちろんコミュニ ティプラザ全体との調整、そのような機 能をやはりしていただかないと、どうも 男女共同参画センターとしての機能が発 揮できない状況が、少しずつ出てきてい るんじゃないかというふうな認識もござ いまして、館長をセンター長というふう に、今回、条例改正いたしております。

具体的には、まだ最終的に結論を申し上げる段階ではございませんけれども、職員の配置につきましても、やはり兼務ということも十分考えながら、人の配置はしてまいりたいなというふうに思っておりますし、そのあたり、これまでの男女共同参画センターの管理運営、もう一度評価しまして、直すべきところは、この7月に向けて、全体的に修正をしていきたいというふうに考えております。
〇野口博委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり) ○野口博委員長 以上で、質疑は終わり ます。

暫時休憩します。

(午後4時32分 休憩)

(午後4時33分 再開)

○野口博委員長 再開します。

議案第26号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、 質疑に入ります。

質疑のある方、順次お願いをいたします。

三好委員。

○三好義治委員 議案第26号で、残業 手当の改正部分でございます。

より具体的にご説明をいただきたいと思うんですが。要は、特殊勤務手当に、その管理職手当が含まれるというのが、いささか法的に人事院、総務省から問題があるというご答弁をいただきました。

今回のこの条例改正は、これまでの残業率が大幅に比率が上がってくる中で、その特殊勤務手当に含まれる、また額が非常に上がってくるという要素もありまして、今の全国的な動向も含めてお聞かせいただきたいのと、休日出勤の取り扱いについて、どう対処されていくのか。

それから、月60時間の残業という部分についての、本来、その現業職のところでの、いわゆる、これまで副市長が言われる一般行政職、これの超過時間の管理等々、やっぱり気になる部分があります。そういったところについて、お聞かせいただきたいというふうに思っております。

それと、今の残業で、以前は年間1,000時間を超える職員がおって、それの抑制に取り組みなさいいうことで、朝の8時45分から5時15分までの休息時間をもっていくときに、いろいろ議論されました。今日の、今の職員の健康管理の意味合いからも含めて、残業時間はどれぐらい、一番長い人がやられているのか、わかればお聞かせいただきたいというふうに思います。

○野口博委員長 山本課長。

○山本人事課長 今回の条例に対するご 質問にご答弁申し上げます。

手当の全国的な動きということでございます。詳しい資料は、今、手元にないんでございますけれども、やはり、我々地方公共団体は、本給、手当等も、現時点ではやはり、国公に準拠するということが1つ、大基本としてあるものだと思います。そういう動きの中で、やはり国以上、もし手当が出ているような状況であれば、すべて国基準に近づけるというのが、全国的な地方自治体の動きであろうということになります。

そういう動きがございますので、本市 におきましても、行財政改革実施計画案 の中で、そういう計画について、その内 容を示しているところでございます。

次に、休日手当の取り扱いということでございます。基本的には、時間外、休日勤務手当につきましても、その手当については、金銭で支給するということが大原則でございます。

ただし、祭り等々で、ボランティアで 職員が出勤をしていただいたり、我々管 理職が出勤をした場合について、管理職 は当然、時間外手当というのはございま せんので、そういう行事につきましては、 代理休暇というような形で、週休の振り かえというような形で処理をさせていた だいているという状況もございます。た だいているという状況もございます。た だ、日々の業務におきましては、当然な がら、金銭ですべてを支給をしていくと いうことが、現時点でも取り扱いをさせ ていただいているということでございま す。

いわゆるサブロク協定の関係でいきますと、以前は年間1,000時間を超える方もいらっしゃったようでございますが、やはり年間360時間を超えないよ

うにするというのが、我々、ある一方、 人事管理の中で、職員の健康管理をしていく上で必要かと思います。若干、36 0時間を超える職員も出たりはしております。労働安全衛生の関係で、月100 時間を超えるような職員については、人事課の看護師等々がフォローをするような指導も行っております。そういう観点でまいりますように、時間外勤務については、やはり業務の効率化、今以上の効率化を目指して、減少に努めていきたいというふうに考えております。

今回の時間外勤務手当の60時間を超える割り増しの件でございますが、我々、本庁勤務、月から金曜日が仕事をしております。土日については、週休日ということで、祝日がございます。月60時間の数え方でございますが、土曜日については入ると。日曜日と祝日、カレンダーが赤色の日にちについては、入らないというような基本がございます。

時間外を、月初からずっと積み上げまして、日曜日と祝日を除いた分を積み上げまして、60時間を超えた時点で、平日に60時間を超えれば、通常100分の125でございますが、100分の25を上積みした100分の50というふうな割り増しになると。土曜日でありましたら、100分の135でございますが、プラス25の60ということではなく、プラス15の100分の150ということになります。

そういうような、60時間を超えるというのは、国の制度と合わせておりまして、日曜日と祝日を除く平日と土曜日に相当する時間の積み上げ、その時間を上回った分が、今回、ご提案させていただいております時間外勤務手当の率が、今より上回るというような内容でございます。

○野口博委員長 三好委員。

○三好義治委員 60時間を超える部分 については、やっぱり労基法の関係から 見ますと、今回、条例提案されてますか ら、それはそれなりに把握しますけど、 それよりも、この残業に対する管理職の 業務命令が、一方では大事であり、それ の管理をしていくのが、そもそものこと であって、過去1,000時間を超えた ときは、それこそこの委員会でも、私の 方から指摘させていただいて、その残業 のあり方、要は業務命令なのか、それと も自主管理なのかということでご指摘も させていただきました。60時間を超え るいうのは、もうイレギュラーという判 断を、まずさせていただいて、今後は、 その残業については、業務命令を改めて 徹底をしていただきたいということで、 これはお願いしておきたいと思います。

もう一方では、前回も話しましたけど、 17時15分以降の、8時間を超える残 業の休憩時間、休息時間。休憩時間のそ の取り扱いを、改めて私は徹底するべき だなというふうに思っております。

いうならば、その労基法で定められている、8時間以内では45分以上のの休憩を与えなさい。それを超える場合には、1時間以上の休憩を与えなければならないという部分が、夕方の残業時間は、見ているところでは、そのまま流れでやっているようなところが、多分にあるというように思っておりまして、この分について、組合と改めて交渉もしていただきたいし、これは、まさに職員の健康管理と、そのけじめをつける。管理職としてでの職務を全うしていく、こういったことにつながると思うんですね。

だから、この条例で定められている中で、我々が見えない部分では、お願いになるんですが、やはりその60時間とい

う部分、超える部分は、もうイレギュラーという判断の中で、事を進めていただき たいというふうに思っておりますので、 今、いうた点につきましては、それぞれ、 また検討もお願いしていただきたいとい うことで、質問を終わります。

○野口博委員長 ほかにございますか。 三宅委員。

○三宅秀明委員 質問というか、もうほ ぼ要望に近いと思うんですけれども。

今回、提案された条例については、残業を抑制するという趣旨があろうかと思います。やっぱりそういうとこに関しては、仕事の仕方といいますか、ほんまに時間の使い方というのが非常に重要になってこようかと思います。というのは、例えば、朝の5分、10分のすき間時間をどう活用するか。

先ほど、三好委員おっしゃってたような、休息時間のとらえ方とあわせて、どういったことをしていくと、結果的に残業が減るのか。業務の効率が上がるのかということも、あわせて検討していただきたいということを、意見として申し上げておきます。

○野口博委員長 ほかに質問ありません か。

以上で質疑を終わります。

次に、議案第27号の審査を行います。 本件については、補足説明を省略し、 質疑に入ります。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 質疑なしと認め、質疑 を終わります。

暫時休憩いたします。

(午後4時46分 休憩) (午後4時49分 再開)

○野口博委員長 再開します。 討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○野口博委員長 討論なしと認め、採決 に入ります。

議案第1号所管分について、可決する ことに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第5号について、可決することに 賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第10号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第21号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第24号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第25号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定 いたしました。

議案第26号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。 (挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第27号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第29号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第36号について、可決すること に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○野口博委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会を閉会いたします。 (午後4時51分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、 署名する。

総務常任委員長 野 口 博

総務常任委員 村 上 英 明